

## 第3編 洪水ハザードマップの普及

### 目次

第3編 洪水ハザードマップの普及	57
1. 洪水ハザードマップの各世帯への確実な配布	62
(1) 各世帯への直接配布	62
(2) 自治体窓口での配布	63
2. 住民が洪水ハザードマップの提供を受けることができる状態の確立	67
(1) インターネットの利用による洪水ハザードマップの公開	67
(2) 掲示による洪水ハザードマップの公開、様々な施設への洪水ハザードマップの設置	74
(3) 広報の手段	76
3. 住民の洪水ハザードマップの理解を深めるための取り組み	80
(1) 説明会の開催	80
(2) 出前講座での活用	82
(3) マスメディアの活用	85
(4) 防災訓練での活用	87
(5) 学校教育での活用	95
(6) その他	106

## 第11 洪水ハザードマップの住民への普及

市町村長は、作成した洪水ハザードマップを適切な方法により周知し、その活用に努めるものとする。

### [解説]

洪水時に住民の円滑かつ迅速な避難行動を可能とするためには、住民が日常から洪水の基礎的な知識や地域の洪水特性の理解を深めることが重要であることから、市町村長は、洪水ハザードマップの住民への速やかな普及に努める必要がある。

そのためには、各世帯への直接配布や自治体窓口での配布による「洪水ハザードマップの各世帯への確実な配布」の実施、インターネットを利用した洪水ハザードマップの公開など「住民が洪水ハザードマップの提供を受けることができる状態の確立」により洪水ハザードマップを住民に周知しなければならない。また、「住民の洪水ハザードマップの理解を深める取組み」として、防災訓練や学校教育等の場での洪水ハザードマップの活用を図ることが重要である。

これら、「洪水ハザードマップの各世帯への確実な配布」、「住民が洪水ハザードマップの提供を受けることができる状態の確立」、「住民の洪水ハザードマップの理解を深める取組み」を洪水ハザードマップ普及の3つの柱と位置づけ、これらを組み合わせた戦略的かつ継続的な施策の実施と広報に努めることが必要である。

また、自治体組織内部への普及も図り、水害に対する意識の向上を図ることも重要である。

## ■洪水ハザードマップの各世帯への確実な配布

住民に洪水ハザードマップを確実に提供するためには、各世帯への直接配布の実施に加え、転入者等への対応として自治体窓口での配布を行う等の措置を講じる必要がある。なお、洪水ハザードマップを自治体の窓口で配布していることについては、別途広報しておくことが重要である。

## ■住民が洪水ハザードマップの提供を受けることができる状態の確立

洪水ハザードマップのインターネットの利用による公開、掲示による公開、様々な施設への設置に加え、地域で利用頻度の高い配布物（電話帳レッドページ、広報誌、新聞等）や地域の多くの住民が参加するイベント等で、洪水ハザードマップが公表されていることやその情報の在りか等について広報する等の措置を講じる必要がある。情報提供・広報の手段によっては、台風シーズン前など期間を限定して行うことも効果的であるので、メリハリをつけた方法とすることも重要である。また、住民が洪水ハザードマップの提供を受けることができる状態は個人により差があることから、各手段の特性を踏まえた上で複数の手段により提供することが重要である。

## ■住民の洪水ハザードマップの理解を深めるための取組み

洪水ハザードマップから得られる情報を住民に正しく理解してもらい、洪水時の避難行動に活かしてもらうためには、説明会の開催、マスメディアの活用により洪水ハザードマップを紹介・解説したり、防災訓練・学校教育等の様々な場面で洪水ハザードマップの活用を図ることが重要である。説明会は住民に対して直接、洪水ハザードマップを説明できる場であり、住民の正しい理解を深めるためにも、説明者は、極力、河川や防災の専門家が担当することが望ましい。また、地域防災の核となりうる人材の育成に努め、これらの方々ならびに水防団員や消防団員等を指導者として地域住民の防災に対する意識を高めていくことも効果的である。避難行動を擬似体験できる防災訓練や学校教育の中で洪水ハザードマップの活用等により、住民の洪水ハザードマップに対する理解を深めるとともにこれらの取組みを通じて「共助」の意識が育まれ、地域の防災力の向上が期待される。また、地域の水害経験を風化させないためにも、歴史的建造物や日常生活で目にする場所等に洪水痕跡を記すような取組みについても積極的に検討していくことが望まれる。

洪水ハザードマップの周知		洪水ハザードマップの活用
1. 洪水ハザードマップの各世帯への確実な配布 (水防法施行規則第4条第1号)	2. 住民が洪水ハザードマップの提供を受けることができる状態の確立 (水防法施行規則第4条第2号)	3. 住民の洪水ハザードマップの理解を深めるための取組み
○各世帯への配布手段 ・各世帯への直接配布 ・自治体窓口での配布	○提供の手段 ・インターネット利用による洪水ハザードマップの公開 ・掲示による洪水ハザードマップの公開 ・様々な施設への洪水ハザードマップの設置  ○広報の手段 ・地域で利用頻度の高い配布物による広報（電話帳レッドページ、広報誌、新聞等） ・多数の住民が参加するイベントでの広報	○理解を深めるための取組み ・説明会の開催 ・出前講座での活用 ・マスメディアの活用 ・防災訓練での活用 ・学校教育での活用 ・その他
各周知・活用方策を実施していることの広報		

図 30 洪水ハザードマップの普及の3つの柱

### ■洪水ハザードマップ普及の戦略的な取組み

洪水ハザードマップの普及にあたり、洪水ハザードマップの公表や更新直後に一時的に実施するもの、通年的に実施するもの、出水期前など毎年定期的な実施するもの、台風接近の直前などに実施するなど実施時期を工夫するとともに対象者を限定して行うか、限定せずに行うかなどについても検討を行い、目的を明確にし前述の3つの柱を組合わせて戦略的かつ継続的に実施する必要がある。

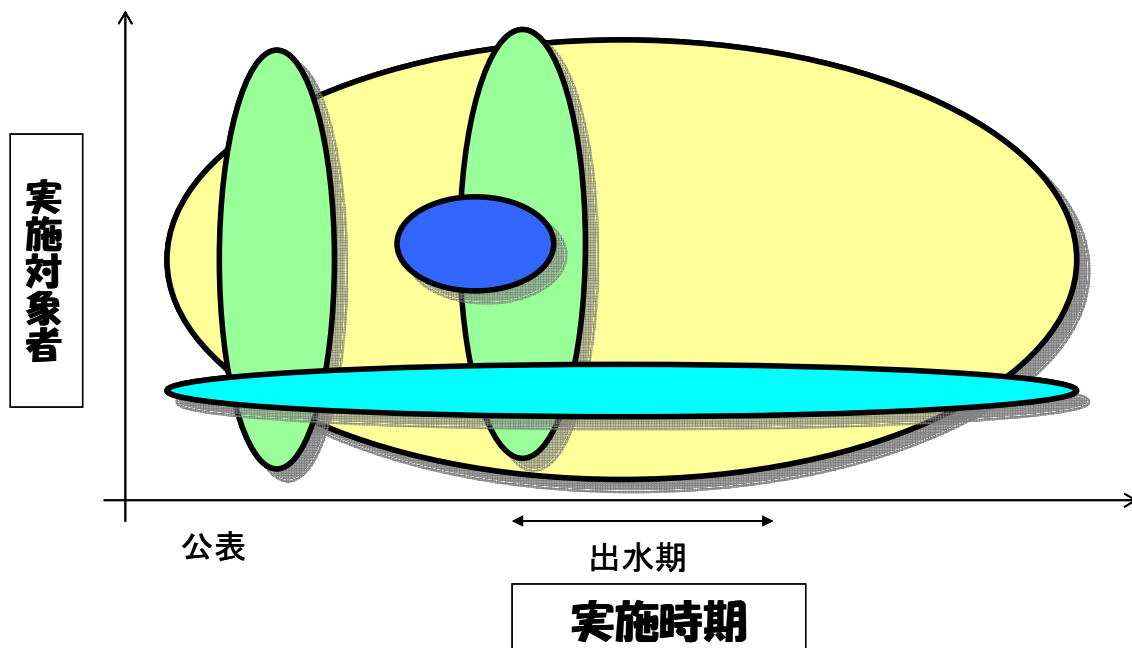
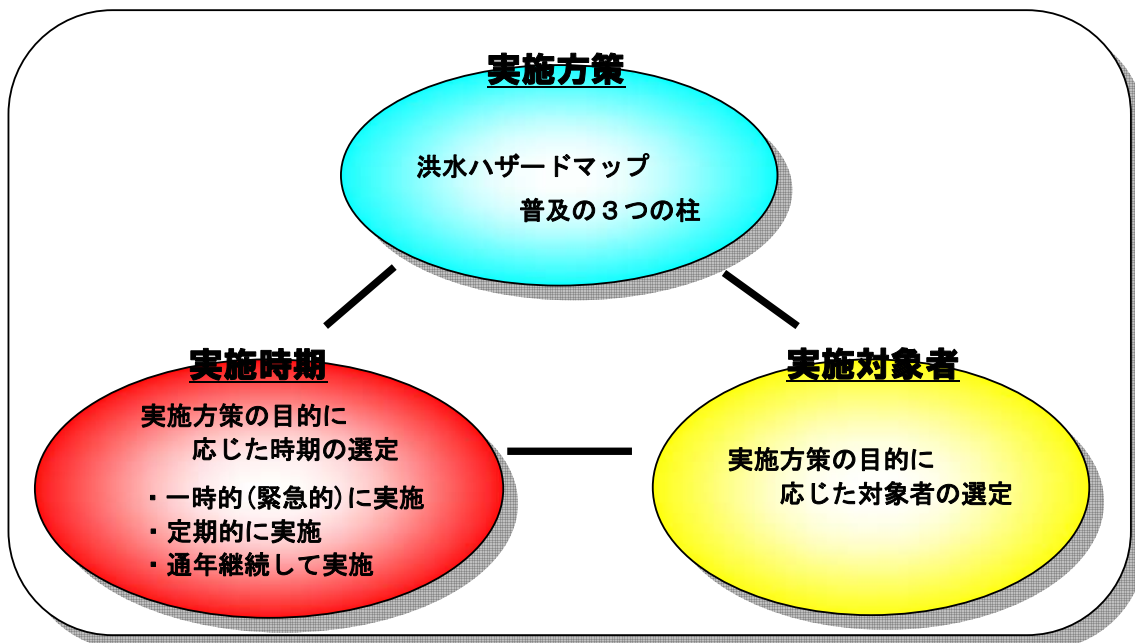


図 31 洪水ハザードマップの戦略的な取組みの模式図

## ■自治体組織内部での普及

洪水ハザードマップの普及にあたっては、自治体内の各組織への配布や説明会等の開催により、洪水ハザードマップの理解を深めるとともに建築申請時における情報提供や長期的視野に立った街づくりへの反映など、日常業務の中でも積極的に活用することが重要である。

1. 目標を明確にし、戦略的に以下の3つの方法を組み合わせて継続的に実施するとともに広報に努める
  - ・洪水ハザードマップの各世帯への確実な配布
  - ・住民が洪水ハザードマップの情報の提供を受けられることができる状態の確立
  - ・住民の洪水ハザードマップの理解を深めるための取り組み
2. 自治体組織内部での普及
  - ・各組織への洪水ハザードマップの配布と説明会の開催
  - ・洪水ハザードマップの情報の日常業務での活用

### 参考 9 水防法及び水防法施行規則における洪水ハザードマップの住民への普及についての記載

水防法第15条第4項の規定により、浸水想定区域をその区域に含む市町村長は、市町村地域防災計画において定められた洪水予報の伝達方法、避難場所、地下街や防災上の配慮を必要とする者が利用する施設の名称・所在地等の事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。必要な措置とは、水防法施行規則第四条で、上記印刷物を配布その他の適切な方法により各世帯に提供すること、また、図面に表示した事項及び記載した事項に係わる情報をインターネットの利用その他の適切な方法により、住民がその提供を受けられる状態に置くこと、と規定されている。

水防法施行規則第4条第1号の規定では、浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を表示した図面に市町村地域防災計画に定められた洪水予報の伝達、避難場所、地下街や防災上の配慮を必要とする者が利用する施設の名称・所在地等の事項を記載した印刷物の配布その他の適切な方法により、各世帯に提供することと記載されている。

水防法施行規則第4条第2号の規定では、図面に表示した事項及び記載した事項に係わる情報をインターネットその他の適切な方法により、住民がその提供を受けられる状態に置くことと、記載されている。

## 1. 洪水ハザードマップの各世帯への確実な配布

**各世帯に確実に配布するとともに、転入者に対しても確実に配布するため、各世帯への直接配布と自治体窓口での配布等の措置を講じる。**

### (1) 各世帯への直接配布

- ・ 地域の実情に応じ確実に配布できる手段を選択。

洪水ハザードマップは自治体の全世帯に配布することが望まれるが、少なくとも浸水想定区域内の全世帯には確実に配布する必要がある。また、洪水ハザードマップの周知単位は世帯を基本とするが、各世帯の他、企業、学校および医療機関等へも洪水ハザードマップを配布し水害に対する意識を高めてもらうことが重要である。なおこれに伴い企業や学校、医療機関等に水害時の協力も期待される。

各世帯への確実な配布に当たっては、以下の点に配慮することが望ましい。

- 自治体で既に整備されている各世帯への配布の仕組みの活用。
- 各世帯への直接手渡しと口頭による説明。
- 配布時の説明資料の添付。
- 地域の水害特性に詳しい水防団や消防団の日常活動の一環として各世帯への直接配布。
- 配布後の説明会の開催。

#### 参考 10 各世帯への直接配布

自治体の各世帯への直接配布の事例を以下に示す。

- ・ 町内会による配布
- ・ 広報誌配達員による配布
- ・ 業者委託による配布
- ・ 嘱託職員による配布
- ・ 新聞折込みによる配布
- ・ 郵送
- ・ シルバー人材センターによる配布

## (2) 自治体窓口での配布

- ・各世帯への直接配布と合わせて行う。
- ・転入時以外でも継続的に洪水ハザードマップを提供できる仕組みとする。

通常行われる各世帯への直接配布のみでは、転入者に対して洪水ハザードマップの周知を図ることは困難であるため、各世帯への直接配布と合わせて自治体の窓口において配布する必要がある。

また、常に、洪水ハザードマップに記載した情報について、その情報を受けられるように自治体の窓口で継続的に配布することが望ましい。

なお、自治体窓口での配布に当たっては、洪水ハザードマップを自治体の窓口で配布していること等についての広報が重要である。

自治体での窓口配布に当たっては、以下の点に配慮することが望ましい。

- 転入手続き時の住民への生活ガイド等の配布資料の一つとしての位置づけ。
- 配布時の説明資料の添付。
- 配布に際し、最寄りの避難場所や避難時危険箇所等について説明。

## 【事例 1】各世帯への確実な配布に当たっての事例

### 洪水ハザードマップ配布時の説明資料（静岡県 静岡市）

**お 知 ら せ**

静岡市洪水避難地図【洪水ハザードマップ】  
の配布について

このたび、市民のみなさまに大雨時の避難場所や避難に関して必要な情報を掲載した地図を配布することとなりました。


日ごろから目の届くところに置き、家族で、災害時の避難場所、連絡先、心得などについての話し合いに活用してください。

また、大雨による危険を感じたら、自主的に早めの避難を心がけましょう。

*(注意していただくこと)*

- ・この地図は、安倍川と巴川が大雨により堤防が壊れたときの浸水予想の結果にもとづいて作成しております。
- ・浸水予想は想定によるものであり、実際には図面に示した範囲がすべて同時に浸水することはありません。

**安全な避難路の確認を**



避難場所までの経路（避難路）は、あらかじめ決められており、安全に通行できるかを確認しておきましょう。

問い合わせ先 静岡市役所  
建設部河川課計画担当  
〒420-8602 静岡市道手町5番1号  
TEL 054-221-1087  
E-mail: kasen@city.shizuoka.shizuoka.jp

**実施時期：公表後一時的に実施**  
**実施対象者：浸水想定区域内各世帯を対象**

静岡市では、洪水ハザードマップは、広報誌とともに配布している。配布時には、マップに関する説明は行っていないため、「お知らせ」を添付している。

洪水ハザードマップの配布に先立ち回覧板、広報誌、町内役員説明会の開催等により洪水ハザードマップを配布することを住民に周知している。

### 洪水ハザードマップ配布時の説明資料（熊本県 嘉島町）

**洪水ハザードマップについて**

加勢川の堤防もほぼ出来上がり水害常習地帯からの脱却期近であります。しかし、近年の極地的集中豪雨による洪水被害は毎年どこかで起こっています。そこで嘉島町では、洪水ハザードマップ（洪水避難地図）を作成しました。

洪水ハザードマップとは、水害時における人的被害を防ぐことを主な目的として作成する地図で、浸水が想定される区域から市民の安全な避難に必要な各種の情報を記載しています。


地図を基に、もしもの時の避難に役立て下さい。

この地図は、150年に一度おこると予想される洪水を想定したものです。詳しくは、下記までお問い合わせ下さい。

地図が届いたら・・・

- ① わが家の非常時対策へ必要事項を記載しましょう。
- ② 嘉島町洪水避難地図を基に、わが家どこに位置し、浸水の状況はどうか確認しましょう。
- ③ 浸水の状況を確認したら、避難施設がどこにあるか確認しましょう。
- ④ 避難施設までの道順をマップに記載しておきましょう。
- ⑤ 目の届く場所に置いておきましょう。

【お問い合わせ】  
嘉島町役場 建設課  
237-1111



**実施時期：公表後一時的に実施**  
**実施対象者：自治体内各世帯を対象**

嘉島町は、町内会を通じて洪水ハザードマップを配布している。配布に先立ち、町内会長に洪水ハザードマップに関する説明会を開催している。

住民への配布時には、各世帯を訪問し、説明するとともに資料も添付している。

また、配布に当たっては町内会未加入者もいるため、全世帯を訪問して配布した。



## 洪水ハザードマップ配布時の説明資料（新潟県長岡市）

### 1 長岡市洪水避難地図(ハザードマップ)とは・・・

- 市内を流れる信濃川や支川の太田川、柿川、稲葉川が大雨によって万が一はんらんした場合を想定して  
↓
- その場合の浸水状況と避難方法等の対策に係わる情報をわかりやすく地図上に表示したものです。

実施時期：通年実施

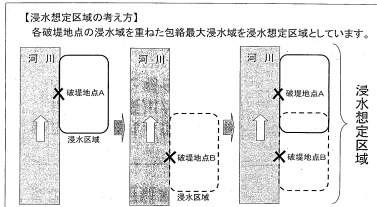
実施対象者：対象者を限定せず

長岡市では、洪水ハザードマップとともに住民の理解を深めるため説明資料を配布している。

配布資料では、洪水ハザードマップについて、浸水想定区域の設定方法、避難の必要な箇所を説明している。

### 2 浸水想定区域の設定方法

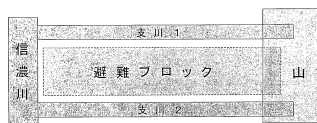
- ・浸水想定区域及び浸水深は、河川管理者である国及び県が浸水シミュレーションに基づき公表及び作成したものを掲載しております。



### 3 避難の行動範囲の考え方

- ・原則として、信濃川や支川に架かる橋は渡らないものとし、河川で区切られた避難ブロック内を避難する際の行動範囲としました。

河川で囲まれた範囲を避難ブロックとする。

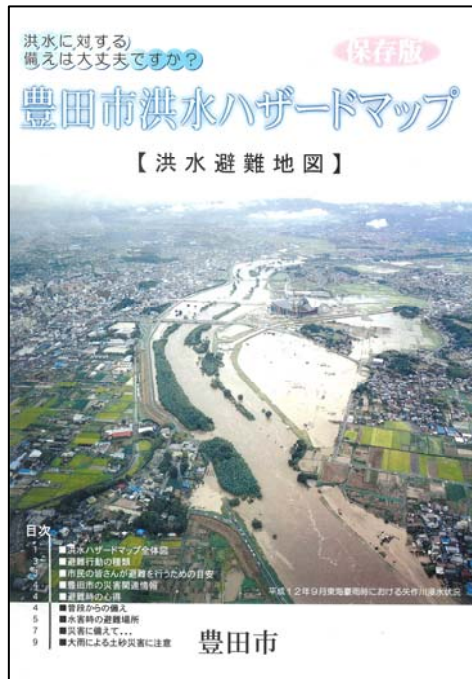


### 表面について・・・



信濃川の浸水想定区域の表示に、信濃川及び信濃川の支川で囲まれた地域をA～Hの避難ブロックに分割してあります。

## 洪水ハザードマップを冊子とともに配布（愛知県 豊田市）



**実施時期：公表後一時的に実施**  
**実施対象者：浸水想定区域内各世帯を対象**

豊田市では、印刷物では情報掲載量に限りがあること、また、住民がA1サイズのマップを自宅に貼るのは困難であるとの判断から、冊子+マップ形式を採用している。

洪水ハザードマップへは、避難場所等、必要最小限の情報を記載にとどめ、様々な情報は冊子に詳細に記載している。

また、冊子が洪水ハザードマップの説明資料の役割を果たしている。



## 2. 住民が洪水ハザードマップの提供を受けることができる状態の確立

住民がいつでも洪水ハザードマップの提供を受けられるようにする。なお、住民が洪水ハザードマップの提供を受けることができる状態は個人により差があることから、実施に当たっては、各提供方法の特性を踏まえた上で、複数の手段により提供することが重要である。また、洪水ハザードマップが公表されていることやその情報の在りか等の広報の充実に努める。

情報提供・広報の手段によっては、台風シーズンの前など期間を限定して行うことが効果的な場合もあるのでメリハリを付けた方法を考える。

### ○情報提供の手段

- ・ インターネットの利用による洪水ハザードマップの公開
- ・ 掲示による洪水ハザードマップの公開
- ・ 様々な施設への洪水ハザードマップの設置

### ○広報の手段

- ・ 地域で利用頻度の高い配布物による広報  
(電話帳レッドページ、広報誌、新聞 等)
- ・ 多数の住民が参加するイベントでの広報

### (1) インターネットの利用による洪水ハザードマップの公開

- ・ 洪水ハザードマップの画面表示のしやすさ、操作性の良さ、重要事項の確認の容易さなどの確保
- ・ 防災に関するイベントの情報等を掲載するなど、住民が防災に興味を持つような工夫

今日の各世帯へのインターネットの普及状況を勘案すると、インターネットを利用した洪水ハザードマップの公開は、住民への周知に当たりきわめて有効な手段であり、当該市町村の住民や学校、企業のみならず、多くの人がいつでも洪水ハザードマップを見ることができるとの確保に効果的である。

インターネットの利用による洪水ハザードマップの公開に当たっては、以下の点に配慮することが望ましい。

- 自治体のホームページのトップページに洪水ハザードマップへのリンクの掲載や防災関係部局のホームページへのリンクを掲載するなど、洪水ハザードマップへのアクセスの容易さの確保。
- 洪水が予想される場合、ホームページのトップ画面に緊急情報の見出しバナーを掲示し、緊急時に洪水ハザードマップへ一層のアクセスの容易さの確保。
- 画面の拡大、移動等といった操作が軽快に行えらるとともに拡大時の画面の鮮明さを確保できるような工夫。
- 台風シーズン前の注意喚起や防災に係わる各種イベント情報等の期間を限定した情報の提供。
- 携帯電話など身近な機器を通じた情報提供の工夫。

### 参考 11 インターネットの利用による洪水ハザードマップの公開方法に当たって

インターネットによる洪水ハザードマップの公開には下表のような方法がある。これらの方法の採用に当たっては、それぞれの特徴を踏まえた上で、市町村や地域住民のインターネット利用に関する状況に配慮しながら最も適切な方法を採用することが大切である。

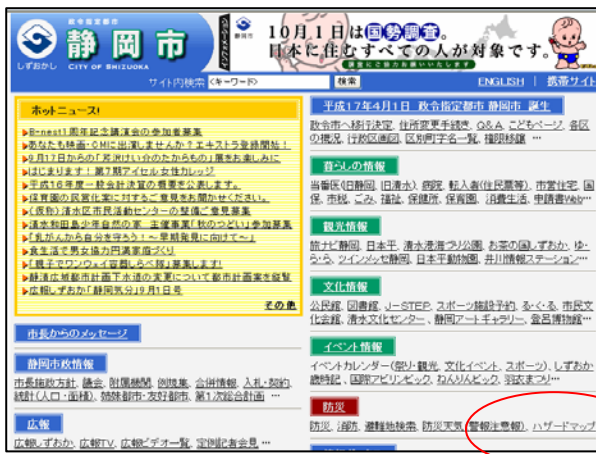
インターネット利用による洪水ハザードマップの公開をスムーズに実施するには、国及び都道府県から提供される電子化された浸水想定区域図を利用して洪水ハザードマップを作成し、その結果を電子データとして保存しておくこと効率的である。

また、地理情報ソフトウェア（Web GIS）により洪水ハザードマップを提供する場合は、洪水ハザードマップを地理情報システム（GIS）により作成した方が効率的である。

方法		利用者から見た特徴（操作性）			情報提供者から見た特徴		
		ソフトの組み込み	表示に必要な時間	地図の拡大縮小	ソフトの使用料	送信機器への負荷	導入にあたっての留意点
①閲覧ソフトが不要な方法（JPEG等の画像データを用いる）		不要	高解像度の場合、表示に時間が掛かる	困難	無	データを一括送信するため小さい。	地図を分割して提供し迅速に詳細な地図を閲覧できるようにするなど工夫が望ましい。
特定の閲覧ソフトが必要な方法	②標準的な閲覧ソフト(PDF等)を用いる方法	必要	高解像度の場合、表示に時間が掛かる。	やや容易	無	データを一括送信するため小さい。	地図を分割して提供し迅速に詳細な地図を閲覧できるようにするなど工夫が望ましい。
	③高機能な閲覧ソフト(ZOOMA等)を用いる方法	必要	高解像度であっても、表示までの時間は短い。	容易	ソフト使用料がかかる場合がある。	データを逐次送信するためやや大きい。	町名等による検索機能を追加するなどの配慮が望ましい。
④地理情報ソフト（Web GIS）を用いる方法		必要	高解像度であっても、表示までの時間は比較的短い	容易	ソフト使用料がかかる場合がある。	データを逐次、作成、送信するため大きい。	地名検索や属性情報の提供などの機能を活かし、避難場所等の詳細な情報を提供することが望ましい。

【事例 2】インターネット利用による洪水ハザードマップの公開の事例

自治体ホームページのトップ画面から洪水ハザードマップにアクセスできる事例（静岡県静岡市）



実施時期：通年実施  
実施対象者：対象者を限定せず

盛岡市、静岡市ともホームページのトップ画面から洪水ハザードマップにアクセスすることが可能である。

(出典：静岡市 <http://www.city.morioka.iwate.jp/>)

災害時に防災上の画面が変わる事例（神奈川県横浜市）



通常時画面



災害時画面

(出典：横浜市 <http://www.city.yokohama.jp/me/bousai/>)

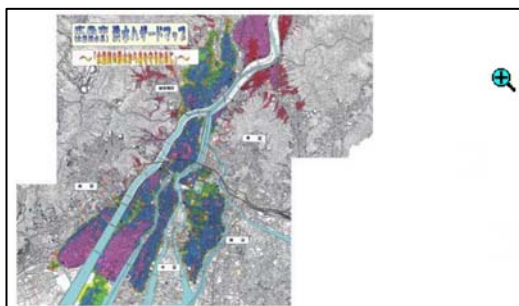
実施時期：災害時に一時的(緊急的)に実施  
実施対象者：対象者を限定せず

横浜市では市のホームページトップ画面から危機管理対策室のページにアクセスすることができる。

平常時には、危機管理対策室を紹介する画面が表示されるが、災害発生時には、避難情報（避難勧告・避難指示等）に関する画面が表示される。



**閲覧ソフトが不要な方法（JPEG等の画像データを用いる）の事例（広島県広島市）**

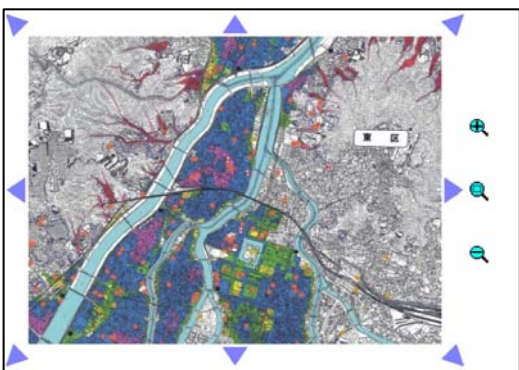


全体表示画面

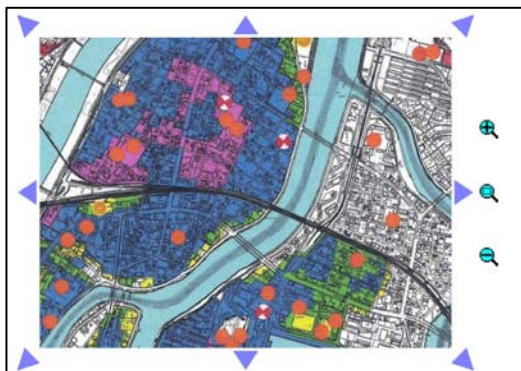
実施時期：通年実施  
 実施対象者：対象者を限定せず

広島市では、JPEG形式の画像データにより公開している。

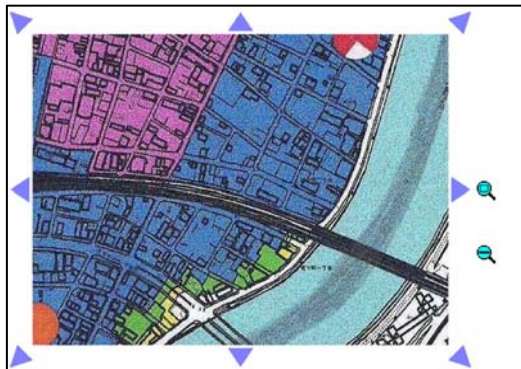
JPEG形式では拡大すると画像が不鮮明となることから、3段階拡大できるように画像データを用意して、拡大しても避難場所や避難経路等が判読できるように工夫している。



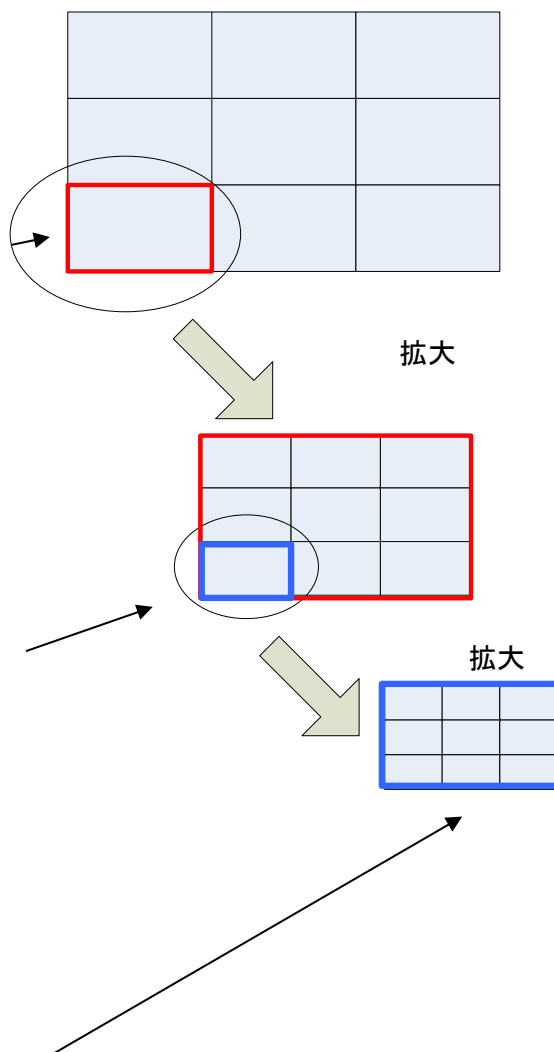
1回拡大した画面



2回拡大した画面

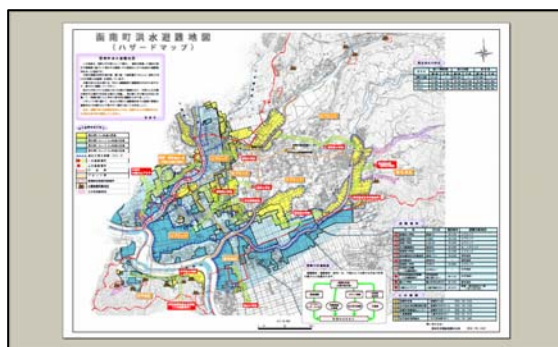


3回拡大した画面



(出典：広島市 <http://www.city.hiroshima.jp/shobou/m4/kozuimap/kozuimapdownload.html>)

### 標準的な閲覧ソフト（PDF等）を用いる方法の事例（静岡県函南町）



全体表示画面

実施時期：通年実施

実施対象者：対象者を限定せず

函南町では洪水ハザードマップ公表後、早急にホームページ上で公開する必要があったため、電子データ化が容易なこと、また、画面の拡大縮小がスムーズに行えることや印刷設定が容易な閲覧ソフトウェアを採用している。



100%拡大画面

画面の移動は連続的にスムーズに行うことができる。

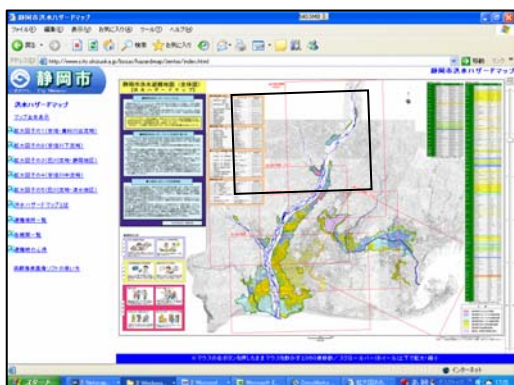


400%拡大画面

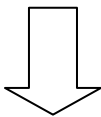
400%程度拡大しても避難場所や避難経路等の重要情報は明瞭に判読可能である。

(出典：沼津河川国道事務所 <http://www.nwo.go.jp/kouzui/pdf/kannami-map.pdf>)

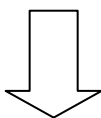
### 高機能な閲覧ソフト（ZOOMA等）を用いる方法の事例（静岡県 静岡市）



(トップ画面)



(地区画面)



(任意点を拡大)

実施時期：通年実施  
実施対象者：対象者を限定せず

静岡市では当初、閲覧用ソフトウェアによる公開を考えていた。

しかし、拡大時にも避難場所や避難経路等の重要情報が判読可能な解像度にするとは洪水ハザードマップにアクセスしてから表示されるまでに時間がかかり実用的ではないため、高解像度閲覧ソフトウェアを採用した。

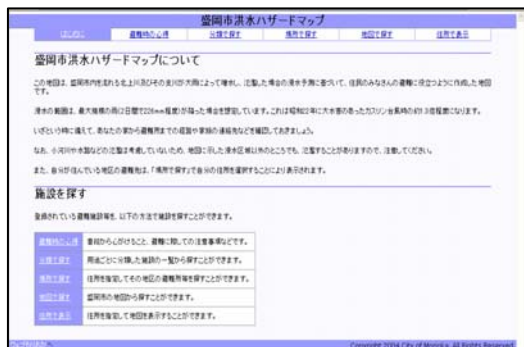
トップ画面で閲覧したい地区を選択。

地区選択画面の任意地点を拡大。  
拡大・縮小、画面移動等の操作性は良好である。  
なお、画面右上にプリンターマークをクリックすると印刷できるなどの配慮がなされている。

(出典：静岡市 <http://www.city.shizuoka.jp/bosai/hazardmap/>)



## 地理情報ソフトウェア (Web GIS) を用いる方法の事例 (岩手県盛岡市)



トップ画面

**実施時期：通年実施**  
**実施対象者：対象者を限定せず**

盛岡市では、避難場所等の情報を適切に提供するため、各種情報がわかりやすく提供できる地理情報システム(GIS)を採用している。

トップ画面では、以下の検索メニューが用意されていて、クリックするとその付近の地図が表示される。地図の縮尺は、1/10,000、1/5,000、1/2,500の3種類が用意されている。



メニューの「地図から探す」縮尺 1/10,000 の画面

### 【分類から探す】

避難場所、一時集合場所、病院施設、行政施設、生活関連情報（電気、ガス、水道）が検索できる。



メニューの「地図から探す」縮尺 1/5,000 の画面

### 【場所で探す】

住所を指定してその地区の避難所等を探すことができる。

### 【地図で探す】

地図を表示する領域を選択すると当該地区の地図が表示される。(左図 上段参照)



メニューの「地図から探す」縮尺 1/2,500 の画面

### 【住所等で表示】

住所内（大字内、または町内）にある施設が検索できる。大字名または町名をクリックすれば、その町にある施設の一覧が表示される。

(出典：盛岡市 <http://gissv.city.morioka.iwate.jp/Map/bfStatic.ASP?env=FloodAbout>)

## (2) 掲示による洪水ハザードマップの公開、様々な施設への洪水ハザードマップの設置

- ・市庁舎や公民館等の公的な施設に限らず、地域の商店、ガソリンスタンド、スーパーマーケットやコンビニエンスストア等の日常的に多数の住民が訪れる施設への掲示や設置。
- ・通年的な掲示、設置だけでなく、台風シーズンに限定して掲示するなどメリハリをつけて掲示、設置。

洪水ハザードマップを多くの人を訪れる場所に掲示したり設置することにより、日頃から洪水ハザードマップに関心を持っている人はもとより、洪水ハザードマップの存在を知らなかった人に対しても洪水ハザードマップの情報を目にしたり、必要と感じた人がその場で自由に入手できる環境を創出することができる。

また、企業や店舗等に洪水ハザードマップの掲示や設置を依頼し、協力をしていただくことによる水害時の協力も期待される。

掲示による洪水ハザードマップの公開、様々な施設への洪水ハザードマップの設置の実施に当たっては、以下の点に配慮することが望まれる。

- 掲示や設置していることの広報。
- 設置場所に洪水ハザードマップがなくなることがないように仕組みについての検討。
- 浸水想定区域に限らず広い範囲での掲示や設置。
- 洪水ハザードマップの掲示に当たり、説明資料の掲示や洪水ハザードマップに関する問合せ先を明記。
- 多くの人目に触れやすい場所等への掲示や設置。
- 公的機関で開催されるイベントや地域の催し物（夏祭り、地区運動会、バザー、いも煮会 など）等での掲示や設置。

### 参考 12 通行量の多い場所への掲示や設置

通行量の多い駅の広報誌のラックや地下街の展示ブース、行政サービスコーナー、また、多くの人を訪れる商業施設やガソリンスタンドなどに洪水ハザードマップを掲示、設置することも考えられる。



地下街の展示ブース  
(出典：川崎市)



行政サービスコーナー  
(出典：川崎市)

### 【事例 3】 掲示による洪水ハザードマップの公開 様々な施設への洪水ハザードマップの設置の事例

#### 洪水ハザードマップを駅に掲示している事例（岐阜県 岐阜市）



(出典：岐阜市)

実施時期：通年実施  
実施対象者：対象者を限定せず

岐阜市では日常的に人通りが多く、かつ、水害時に危険な場所となる駅の地下通路に洪水ハザードマップを通年掲示して、危険性を周知している。

洪水ハザードマップを掲示していることを新聞で住民等に広報している。岐阜市では、洪水ハザードマップを各戸配布している。

#### 洪水ハザードマップを商店に設置している事例



(出典：美濃加茂市)

実施時期：通年実施  
実施対象者：対象者を限定せず

美濃加茂市では支所 8 箇所、スーパーマーケット 7 箇所、コンビニエンスストア 1 箇所に洪水ハザードマップを設置している。

町内会を通じて洪水ハザードマップを各戸配布している。

様々な施設への洪水ハザードマップの設置は、町内会未加入者への対応の意味もある。

### (3) 広報の手段

- ・ 地域の実情に応じ、多くの住民が目にする配布物による広報。
- ・ 地域の多くの住民が参加するイベントでの広報。

地域で利用頻度の高い配布物（電話帳レッドページ、広報誌、新聞等）や様々な年齢層の住民が集う地域の催し物等で洪水ハザードマップが公表されていることを知らせる。

実施に当たっては、以下の配慮することが望ましい。

- 電話帳や広報誌などほぼ全世帯に配布されている配布物への掲載。
- 町内会等が作成している地域の電話帳等への掲載。
- 洪水ハザードマップに関する説明資料等の添付。
- 広報誌や新聞等での台風シーズン前等の特集。
- 公的機関で開催されるイベントや地域の催し物（夏祭り、地区運動会、バザー、いも煮会 など）等での広報。

#### 参考 13 鉄道、バスのプリペイドカード、ポケットティッシュペーパーの活用

鉄道やバスのプリペイドカードやポケットティッシュペーパーに洪水ハザードマップが公表されていることを広報することも有効である。

東京都新宿区では平成 17 年 8 月 1 日より路上禁煙となった。このことをポケットティッシュペーパーに印刷して路上で配布している。ポケットティッシュペーパーを利用した広報も有効である。

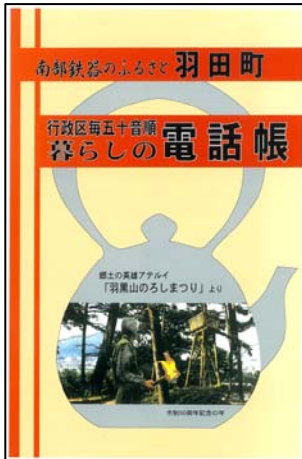


(出典：新宿区)



【事例 4】 広報の手段の事例

電話帳での広報事例（岩手県 水沢市）



① あなたの地区の避難場所を確かめよう

避難場所	住所	電話番号	備考
1	水沢市立第一中学校	26-7405	第一中学校
2	水沢市立第二中学校	26-7406	第二中学校
3	水沢市立第三中学校	26-7407	第三中学校
4	水沢市立第四中学校	26-7408	第四中学校
5	水沢市立第五中学校	26-7409	第五中学校

② 万一逃げ遅れた場合は、近くの高台や丈夫な建物の屋上などの安全な場所に移動し、救助を待ちましよう。

③ あなたの地区の避難経路や避難場所などいざという時の為に、是非地域振興会や自治会等で地域防災組織をみんなで作って非常時の確認をしておきましょう。

④ 行政機関

機関	住所	電話番号
水沢市役所	水沢市本町1-1	26-2211
水沢市消防本部	水沢市本町1-1	26-2211
水沢市立第一中学校	水沢市本町1-1	26-7405
水沢市立第二中学校	水沢市本町1-1	26-7406
水沢市立第三中学校	水沢市本町1-1	26-7407
水沢市立第四中学校	水沢市本町1-1	26-7408
水沢市立第五中学校	水沢市本町1-1	26-7409

⑤ 家族みんなで確認しておきましょう

氏名	住所	電話番号


**実施時期：公表後一時的に実施**  
**実施対象者：町内の各世帯を対象**

水沢市羽田町では、“水沢市洪水ハザードマップ”をもとに、地域振興会が中心となって“羽田町洪水避難地図”を作成し、町民等に配布している。

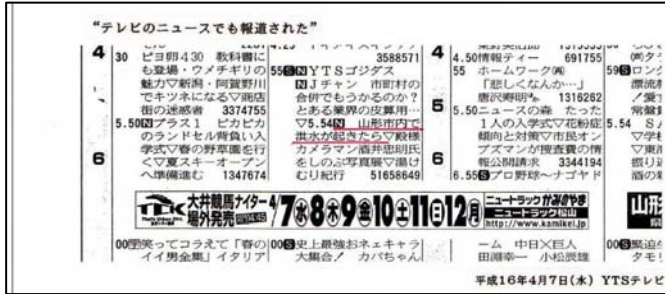
また、住民への洪水ハザードマップを普及させるため、地域で利用頻度の高い「暮らしの電話帳」に洪水ハザードマップを掲載している。

(出典：羽田町地域振興会)

新聞、テレビでの広報事例（山形県 山形市）



**実施時期：公表後一時的に実施**  
**実施対象者：対象者を限定せず**



山形市は、洪水ハザードマップの公表時に報道機関（新聞社やテレビ局等）に連絡し、記事として掲載してもらったり番組で報道してもらっている。

(出典：山形新聞)

### 広報誌での広報事例（山梨県 六郷町）

**実施時期：公表後一時的に実施**  
**実施対象者：自治体内各世帯を対象**

六郷町では、洪水ハザードマップを公開した翌月の広報誌に洪水ハザードマップを公表している記事を掲載した。  
洪水ハザードマップは、A1サイズである。広報誌へはA4に折りたたんだ状態の写真を掲載している。

広報ろくこう
平成16年9月号

連絡先 六郷町役場  
総務課総務係  
(03212111)

**合併住民説明会**

平成17年の秋の合併に向け、様々な準備、調整等が進み、新しいまちの将来構想が作成されました。そこで、現在の状況、新町将来構想の説明を住民の皆さまにお伝えするため、三珠町・市川大門町・六郷町の合併協議会に関する住民説明会を実施いたします。多くの皆様方のご出席をお願いします。

○お配りしました、「新しいまちの将来構想」を持参してください。

**合併住民説明会を実施！**

**●説明会日程表●**

開催場所	開催日時	対象地区
落3・4居区館 公民館	9月13日 (月) 午後7:30分	落居全 域
宮公 民 原館	9月15日 (水) 午後7:30分	葛 籠 沢 宮 頭 原 地区
岩間細田館 公民館	9月16日 (木) 午後7:30分	楠 甫 岩 間 田 下 河 原
岩間下町館 公民館	9月27日 (月) 午後7:30分	鶴 狩 津 岩 間 下 町
町民会館	9月30日 (木) 午後7:30分	岩 間 原 上 手 下 上 町 併

※対象地区以外でも都合の良い会場に出席してください。

7月の新潟、福井の豪雨では、床上浸水一三、〇〇件、床下浸水一六、〇〇件と多大な被害が出てしまいました。果たしてこの豪雨の中で的確に避難出来るでしょうか？大半の人はパニックを起こし、スムーズに出来ないのでは無いでしょうか。そんな時このハザードマップを活用しましょう。すでに各世帯に届いているかと思いますが、この機会に、度開いてみて下さい。こんななりっこないよ、「まさかこんなことになる」と、ことならぬようまず、度見下さい。また、洪水時と、地震時では避難場所が違ってきます。地震は耐震性のある建物へ避難、洪水は水のつかない場所へ避難となります。

ぜひこのハザードマップを、玄関など目に付く所に置き、時々見るよう心がけて下さい。

**富士川洪水ハザードマップで避難場所をチェックしよう！**

六郷町富士川洪水ハザードマップ

9月5日(日)は「防災訓練」です。今回は、東海地震注意情報開始されてから最初の防災訓練となります。

各防災会においても東海地震を想定として様々な訓練を行います。また、消火器、消火栓の使い方、避難用品の確認等毎年行う訓練も重要ですので、年に一度だけはしっかり訓練しましょう。また、家族の中でも防災について話し合しましょう。

**みんな防災訓練**

各課からのお知らせ

富士川洪水ハザードマップで避難場所をチェックしよう！

(出典：六郷町)

### 多数の住民が参加するイベントでの広報事例（山形県 山形市）



**実施時期：**防災の日に一時的に実施  
**実施対象者：**対象者を限定せず

山形市では、防災等に関する企業イベントに積極性に協力している。

平成16年9月1日の防災の日に合わせて開催された、市内のデパート主催の防災フェアに洪水ハザードマップの拡大パネル等を貸し出している。

より多くの人に洪水ハザードマップの存在を知ってもらい、理解してもらうためのPRになっている。



(出典：山形市)

### 3. 住民の洪水ハザードマップの理解を深めるための取り組み

洪水ハザードマップを住民が正しく理解し、洪水時の避難行動に活かされ、真に地域の防災力を向上させるためには、以下の取り組みを通じて洪水ハザードマップの理解を深めることが重要である。

- ・ 説明会の開催
- ・ 出前講座での活用
- ・ マスメディアの活用
- ・ 防災教育での活用
- ・ 学校教育での活用
- ・ その他

#### (1) 説明会の開催

- ・ 適切な時期に開催。
- ・ 住民が参加しやすい条件設定。
- ・ 目的に合わせた対象者の設定。

洪水ハザードマップに関する説明会の開催により、洪水ハザードマップの内容を住民に理解してもらったり、洪水ハザードマップを材料にして地域防災に関する意識向上を図る。

説明会の開催に当たっては、以下の点に配慮することが望ましい。

#### 適切な時期

- 洪水ハザードマップ公表直後や台風シーズン前に説明会を実施。

#### 住民が参加しやすい条件

- 浸水想定区域内では必ず実施。
- 参加者が集まりやすい時間に説明会を開催。
- 町会、自治会、小学校区単位等避難の必要な区域として設定した単位での説明会の開催。
- 地域の洪水特性を熟知した水防団や消防団ならびに河川の専門家による説明会の開催。
- 地域の防災リーダーを育成して、防災リーダーによる住民への説明会の実施。
- 地震等他の災害と合同の説明会の実施。

#### 目的に合わせた対象者

- 自治体職員全員を対象とした説明会の開催。
- 災害時要援護者を支援する人を対象とした説明会の実施。
- 企業、学校および医療機関等を対象とした説明会の実施。

#### その他

- 説明会の企画・運営は、自治体職員が行う他、国土交通省等の出前講座の利用。
- 対象者の属性や年齢に応じた資料の作成。
- 住民がなじみやすい用語の使用。
- 説明会を開催することの広報。



【事例 5】説明会の開催の事例

市職員を対象にした説明会開催の事例（山形県 山形市）

実施時期：公表後一時的に実施  
実施対象者：自治体職員を対象



庁内説明会の状況（各課の代表者約 100 人が参加した）

**重要性理解職員から  
洪水避難地図の説明会**  
山形市

山形市が作成した洪水ハザードマップが発表された。河川課の職員らが須川周辺を中心とした危険個所や過去の浸水地域、周辺を配布するのを前に、市職員への説明会が十三日、市政所で開催された。「万が一の場合には、市職員全員が担当者」と職員に内容の周知を徹底させるのが目的で、全課から代表者計百十人が出席し、避難地図の重要性などを学んだ。

説明会は、「市民に自分たちの命を守る避難地図の重要性を認識してもらうには、まず市職員が勉強しなければならない」と、市川原市長自らが先陣を切った。

市職員が洪水避難地図の重要性について学んだ山形市の説明会

安全な避難経路などを解説。既に避難地図を全戸配布している郡山市では、実際の洪水時に地図を見ている人は、見ている人よりも早く避難時間を見つけて避難する例も報告され「活用してもらわなければ意味がない。捨てたり、なくされたりしないよう、重要性を周知徹底してほしい」と強調した。

市民への配布は六月中旬からで、下旬から各地で説明会を開催する。

平成16年5月14日(金) 山形新聞

山形市では洪水ハザードマップを住民に理解、活用してもらうためにはまず市職員が理解しなくてはならないという趣旨から、市職員を対象にした全庁説明会を実施している。

「万が一の場合には、市職員全員が防災担当者である。」という観点から、職員から内容について理解してもらうことを目的に河川課が主体となった説明会を開催している。職員からの質問は、「洪水ハザードマップを全戸配布することの必要性」、「災害が少ないといわれている山形市で、本当に洪水が起りえるのか」、「改訂版の作成時期」、「浄水場に対する防御対策の法的支援措置」など行政事務従事者ならではのものが多く、内容も濃いものであった。

また、報道機関に市職員を対象とした説明会を実施することを連絡し、新聞やテレビ番組で取り上げてもらい、住民に対して市の取組みを広報している。

“テレビニュースでの報道”

木曜日	テレビ	山形	山形	山形	山形
	<b>TUYテレビ</b> 山形9時 山形12時 山形22時 山形25時	<b>SAYテレビ</b> 山形30分 山形40分 山形50分 山形60分	<b>NHK総合</b> 山形 8時 山形 3時 山形 5時 山形 25時	<b>山形</b> 山形 8時 山形 3時 山形 5時 山形 25時	
4:50	デュエル・マスターズ 1141665	人にやさしく肉	半	ナノ	
5:20	ロック 7825309	「父子・衝撃の再会」	実況・太田雅英	から	
5:50	ニュースの森 サクラ	菅取慎吾 松岡亮	岩佐英治〜期間限定編	壁ハ	
6:00	ニュースの森 サクラ	加藤浩次% 8462400	(中継)4.02~05.	タマ	
6:00	ニュースの森 サクラ	5.54 SAYスーパー	5.00~03. 78228329	イン	
6:00	ニュースの森 サクラ	農作物盗難防止へ対策	山形10ニュースワイド	おじ	
6:00	ニュースの森 サクラ	▽園児たちが防災訓練	▽洪水その時の職員	10年	
6:00	ニュースの森 サクラ	▽元気大団楽・プロ野球	は？マシリーズ職人の	20年	
6:00	ニュースの森 サクラ	球審判員% 71288591	町白旗	天で	
6:55	55バスバ人間学ノ		6818861	参加	

平成16年5月13日(木) TUYテレビ、NHK総合

(出典：山形新聞)

## (2) 出前講座での活用

- ・ 出前講座の制度があることや依頼方法等を住民等に広報することが重要。

出前講座とは、国土交通省や自治体が住民等からの依頼により種々のテーマについて依頼先に赴き講義するものである。国土交通省や多くの自治体で、水害に関する出前講座の用意があるので、説明会や学校教育等での活用が望まれる。

出前講座では、自治体や国土交通省職員が有する知識や経験を活かして住民の様々な興味、疑問等に答えることができる利点がある。また、出前講座は住民や団体等の要求を受けて開催するため、水害に対する意識が高い人が集まることから、より活発な意見交換や防災意識の更なる向上が期待できる。

実施に当たっては、以下の点に配慮することが望まれる。

- 出前講座制度の広報。
- 出前講座の仕組み（依頼方法等）の広報。
- 対象者の属性や年齢に応じた資料の準備。
- 出前講座での住民の意見を洪水ハザードマップの更新に反映。

【事例 6】出前講座の事例

自治体の出前講座の事例（三重県四日市市）



実施時期：通年実施  
実施対象者：対象者を限定せず

★ 四日市市生涯学習いきいき出前講座とは ★

行政全般にわたるメニューの中から、市民の皆さんが聞いてみたい講座をリクエストしていただき、指定された日時（市の休日を除く）場所（担当課の職員が出向いて情報を提供する制度です。気軽に身近な場所でホットな行政情報をお届けし、市民の皆さんの生涯学習を通じて「まちづくり」「なかまづくり」を支援しようとするものです。

- 申し込みできる人  
市内に在住、在勤又は在学する10人以上で構成されたグループです。（政治、宗教、宮利、要望を目的とした催しには講師の派遣はできません。）
- 講座の内容  
以下の「四日市市生涯学習いきいき出前講座メニュー表」からお選びください。
- 講師料  
講師料は無料です（ただし、講座によっては材料費等の実費が必要な場合があります）
- 開催時間  
開催時間は、市の休日を除く午前9時から午後9時までの間で1講座2時間以内、1グループにつき1日1講座までです。
- おねがい  
この講座は、市民の皆さんが主催する催しに、市の担当職員などを講師として派遣するものです。講義に関する質疑や意見交換を含みますが、個別相談等をおこなったり、もっぱら事情や要望をお聞きする場ではありませんので、ご理解ください。また、会場の手配や準備等を含むすべての運営は主催者側でお願いします。（会場は市内に限ります。）  
講座によっては実技をともなうものがあります。体調、けが等には十分ご注意の上、各自の責任においてご参加ください。なお、メニューによっては内容変更・廃止等になる場合があります。  
今回のメニュー更新は18年6月を予定しております。
- 申し込み方法（各講座担当課へ直接申し込みください）  
講座を開催しようとする日の21日前までに、申し込みは電話及び申込書で各講座担当課に申し込んでください。申込書は各講座担当課、市民文化課、各地区市民センター、種総合支所振興課に置いてあるほか、このページ上の申込書（WORD・PDF・GIF）をダウンロードして利用することもできます。  
なお、担当課の業務の都合で開催日時等の希望に添えない場合がありますので予めご了承ください。  
また、時間については、目安として申し込み時に、講演時間の確認を行ってください。  
※お問い合わせ 各地区市民センター 及び 種総合支所 振興課  
四日市市 市民文化課生涯学習係 TEL:54-8239 FAX:54-8316
- 他の公的団体が実施する出前講座をご紹介します。  
・三重県庁 広聴広報チーム  
TEL:54-8238  
「みえ出前講座」  
・国土交通省中部地方整備局  
TEL:0593-63-5511（北勢国道事務所）  
TEL:052-953-8515（本局総務課）  
「出前講座だいたい基運中」  
・東海農政局三重農政事務所 地域第一課  
TEL:0593-53-4671（緑の森1-10-2）  
「出前講座」  
・四日市大学「出張講座」  
TEL:0593-65-6588

四日市市では、ホームページ上で、出前講座の紹介を行っている。

四日市市では、申込者を市内在住・在勤・在学者に限定しており、10人以上参加者が見込める場合に「出前講座」が行われる。

開催時間は、市の休日を除く、午前9時から午後9時までの12時間に限定している。

四日市市ホームページ 出前講座トップページ

分類	番号	講座名	時間(分)	担当課	担当課の場所	TEL	受託条件・準備物等
防災救急	1	地震最前線	90	防災対策課	本庁舎8F北	54-8119	パソコン・プロジェクターのための電源必要
	2	災害からいのちを守るために	90				
	3	自主防災組織について～災害から命を守るために（自分たちのまちは、自分たちで守る）	90				
	4	安心なブロック塀をめざして	60				
まちづくり	5	バリアフリーで暮らしやすい「すまい」づくり	60	建築開発課	本庁舎4F	54-8206	4・8・9・3月以外 プロジェクター、ビデオ
	6	家を建てるときのきまりごと	30				10・11・12・1・2月のみ可
	7	まちづくりを知ろう、始めよう！（土地利用のお話）	60	都市計画課	本庁舎4F南	54-8194	4・6・9・10・12・2・3月以外
	8	道路後退で安全なまちづくりにご理解を！（道路後退用地整備事業について）	60	市街地整備公園課	本庁舎4F北	54-8289	4・8・9・3月以外

四日市市出前講座メニュー

（出典：四日市市 <http://www.manabouya.com/manabi/demae/index.htm>）

### 国土交通省の出前講座の事例

平成16年度は、記録的な災害により全国各地で大きな被害が発生しました。災害から身を守るためには、災害の教訓に学び、各種災害の性格とその危険性を知り、災害時にとるべき行動を知識として身につけ、平時における備えを万全とするよう防災に関する教育・啓発活動が重要です。国土交通省の各地方整備局では地域の防災に関する情報とともに職員が持つ知見を交えて説明・紹介する多種多様な講座を開設しています。  
小中学校での総合学習や社会科、理科の授業での活用、地域での学習等に広くお役立てください。

■ご利用の流れ(講座によって異なる場合があります。お申し込みの際にご確認ください。)

1. 講座リストの中から希望するテーマを選択してください
2. ホームページ上やFAX等からお申し込みください
3. 出前講座事務局が講師と連絡を取り、日時・講演テーマを調整し、お返事致します
4. 決定後講師が伺います

■各地方別防災出前講座リストへ

**実施時期：通年実施**  
**実施対象者：対象者を限定せず**

国土交通省では、ホームページ上で、出前講座の紹介を行っている。

北陸地方整備局では、防災に特化した出前講座のページを持っており、ハザードマップについてわかりやすく説明する講座を開設している。

国土交通省ホームページ 出前講座トップページ

講座名	概要	出前範囲	問い合わせ先	
			部署	TEL
奥飛騨さほう塾	神通川水系の土砂災害の歴史と、砂防事業の果たす役割について児童向けビデオ及び土砂災害の内容をパネルで説明し、土砂災害模型によって、砂防施設の有無による被害の違いなどを解説する。	岐阜県飛騨地域	神通川水系砂防事務所 調査課	0578-2-1220
砂防全般	砂防全般とその防災対策について説明します。	新潟県、富山県、石川県、長野県(一部)、福島県(一部)、山形県(一部)、岐阜県(一)	北陸地方整備局 河川部河川計画課	025-266-1171
下水道事業とその役割	下水道には、生活を便利にしたり、川や海へ流れ込む水をきれいにしたり、都市の水害を予防するなど、たくさんの役割があります。ふだん目に見えない下水道について、その仕組みや役割をわかりやすく説明します。	新潟県、富山県、石川県	北陸地方整備局 建設部 都市・住宅整備課	025-266-1171
油流出事故から北陸の海を守る大型浚渫兼油回収船「白山」	大型浚渫兼油回収船「白山」の建物の経緯や役割などを説明します。	新潟県	新潟港湾・空港整備事務所 海務課	025-222-6111
防災から維持管理作業まで現場を支える各種機械について		石川県	金沢河川国道事務所 機械課	076-264-8800
海洋環境を油流出事故から守るために～大型浚渫兼油回収船「白山」～	「白山」が配備された経緯など、海洋環境に関する内容について説明します。	北陸地整管内	港湾空港部 海洋環境・海洋課	025-265-7770
信濃川の防災	光ファイバーネットワークの整備、出水時の情報収集(防災管理システム)、レーダー、巡視活動、水防活動、洪水ハザードマップ等を紹介します。	新潟県(信濃川流域)	信濃川河川事務所 調査第一課/電気通信課	0258-32-3020
災害対策機械、建設機械について	災害対策用機械、建設用機械を紹介します。	新潟県(信濃川流域)	信濃川河川事務所 機械課	0258-32-3020
浸水想定区域とハザードマップ	万が一洪水が起きた場合に備えて、対応(災害への準備、避難の仕方)について前もって考えておくために、浸水想定区域とハザードマップについてわかりやすく説明します。	石川県	金沢河川国道事務所 調査第一課	076-264-8800
災害対策用機械の概要	十曲川河川事務所が保有している災害対策用機械の概要を説明します。保有機械(排水ポンプ車、照明車、異形ブロック投入安全装置)	長野県	十曲川河川事務所 工務課	026-227-7611
災害時の情報連絡手段から危機管理へとつなげるために	災害時における情報・連絡手段による的確な危機管理について説明します。		千曲川河川事務所 電気通信課	026-227-7611

国土交通省ホームページ 出前講座メニュー

(出典：国土交通省 <http://www.mlit.go.jp/bosai/demae/index.htm>)

### (3) マスメディアの活用

- ・ マスメディアの特徴を活かした洪水ハザードマップの理解と防災意識の向上。
- ・ マスメディアへの防災情報の提供及び洪水ハザードマップのアピール。

マスメディアは、速報性を有すること、多量の情報を容易に受容できること、同時に多数の人々に情報が伝達されることで家族に情報が共有されやすいなどの特徴を有する。

このため、これらの特徴を活用し、洪水ハザードマップが公表されていることを知らせたり洪水ハザードマップの説明を行うなどにより住民の水害に対する意識が高まることが期待される。

マスメディアの活用に当たっては、以下点に配慮することが望ましい。

- 日常からのマスメディアとの連携。
- 台風シーズン前等の報道。
- 災害時におけるマスメディアへの防災情報の提供及び洪水ハザードマップのアピール。

## 【事例 7】 マスメディアの活用による事例

### ラジオでの報道事例（山形県 山形市）

**実施時期：出水期前に一時的に実施**  
**実施対象者：対象者を限定せず**

山形市ではテレビ、ラジオ等の番組で少しでも洪水ハザードマップを取り上げてもらうように報道機関へ何度も周知を繰り返している。その効果もあり、テレビでは何度かニュース番組の中で洪水ハザードマップを紹介しており、市民から大きな反響を得ている。

また、地元のFMラジオ局からの要請もあり、2局で“洪水避難地図の声の広報”を実施している。

このため“洪水避難地図”や“洪水ハザードマップ”といった用語の認知の割合も向上している。

### ラジオでの報道事例（三重県 四日市市）

**実施時期：出水期前に定期的に実施**  
**実施対象者：対象者を限定せず**

四日市市は、コミュニティーFMで年間52週間、5分間の防災番組放送している。

平成17年度は、4月の第4週に洪水ハザードマップについて放送した。

内容は、市役所職員が洪水ハザードマップの活用方法等について説明した。

平成17年度「FMよっかいち」防災啓発番組制作・放送担当表

	第1週	第2週	第3週	第4週	第5週	第6週
4月	1 防災一般：耐震補強	2 防災一般：風水害の備え	3 消防(1)	4 防災一般：ハザードマップについて		
5月	5 水防(1)【水防月間】	6 防災一般：地域防災計画について	7 下水道(1)【総合治水推進週間】	8 消防(2)	9 土砂災(1)【土砂災害防止月間】	
6月		10 水道(1)【水道週間】	11 消防(3)	12 防災一般：防災倉庫について	13 河川防災【河川愛護月間】	
7月		14 消防(4)	15 防災一般：集中豪雨について	16 消防(5)	17 水防(2)【水の週間】	
8月	18 消防(6)	19 道路防災(1)【道路ふれあい月間】	20 消防(7)	21 建築防災：防災週間について	22 防災一般(7)：防災訓練について	
9月		23 消防(8)【救急の日】	24 下水道(2)【全国下水道促進デー】	25 水防(3)：台風災害について	26 土砂災(2) ※9.21水害より1年	
10月		27 防災一般(8)	28 水防(4)	29 消防(9)	30 防災一般(9)	31 防災一般(10)
11月		32 消防(10)【秋の火災予防週間】	33 防災一般(11)	34 防災一般(12)	35 消防(11)	
12月		36 防災一般(13)	37 消防(12)	38 防災一般(14)	39 消防(13)	
1月	40 防災一般(15)	41 水道(2) ※凍結対策	42 防災一般(16) ボランティア週間	43 消防(14)【文化財防火週間】	44 道路防災(2) ※路面凍結注意	
2月		45 消防(15)	46 防災一般(17)	46 消防(16)	48 建築防災(2)	
3月		49 消防(17)	50 防災一般(18)	51 消防(18)	52 防災一般(19)	

(出典：FMよっかいち)



#### (4) 防災訓練での活用

- ・ 適切な時期に実施。
- ・ 住民が参加しやすい条件設定。
- ・ 地域防災力の向上。

防災訓練で洪水ハザードマップを活用することの目的は、実際に水害時の避難行動を疑似体験することで、住民の洪水ハザードマップに対する理解を深めるとともにこれらの取組みを通じて「共助」の意識が生まれ、地域の防災力の向上が期待される。

また、防災訓練での活用により、住民の視点から洪水ハザードマップの実用性の把握や様々な課題や問題点を抽出し、最終的には洪水ハザードマップの記載内容の更新をしていくことが重要である。

防災訓練での活用に当たっては、以下の点に配慮することが望ましい。

##### 適切な時期

- 洪水ハザードマップ公表直後や台風シーズン前の避難訓練の実施。

##### 住民が参加しやすい条件

- 浸水想定区域内での実施。
- 多くの住民が訓練に参加できるような訓練日の設定。
- 既存の総合防災訓練等の仕組みに洪水ハザードマップを活用した避難訓練の組み込み。
- 地域の洪水特性を熟知した水防団や消防団の訓練への参加。
- 住民が企画運営する防災訓練の実施。

##### 地域防災力の向上

- 高齢者等の災害時要援護者及び支援者の訓練への参加。
- 企業や病院等の訓練への参加。
- 避難場所までの徒歩による避難。
- 避難時危険箇所の確認。
- 自主防災会や町内会等主体の訓練を積極的に支援。
- 防災訓練の継続的な実施。

##### その他

- “訓練慣れ”をしない工夫。
- 防災訓練の目的を広報。

【事例 8】防災訓練での活用事例（山梨県六郷町）

実施時期：防災の日定期的に実施  
実施対象者：自治体内各世帯を対象

- 洪水ハザードマップに記載されている避難場所に実際に歩いて避難した事例。
- 訓練は自主防災組織が企画・運営した。
- 訓練を通してわかった様々な問題点を自主防災組織から六郷町に改善を依頼している。

～六郷町の概要～

六郷町は山梨県の中西部、釜無川と笛吹川が合流した富士川の左岸側に位置する。

六郷町では、昭和34年の洪水で、1,180世帯のうち、約20%の232戸が床上浸水等の被害があった。また、昭和57年の洪水では、富士川の増水に伴う支川山田川からの逆流により、町役場付近まで浸水が生じ、床上浸水102世帯、床下浸水36世帯、被災者534人の被害となった。



六郷町洪水ハザードマップ



## 1. 洪水ハザードマップを活用した防災訓練の概要

□実施年月日：平成16年9月5日（日）AM8:30～

□実施場所：現地

□参加者：六郷町全町民対象。1,500名参加（全町民の約40%）。

□企画・運営：自主防災組織が企画、運営。

□訓練内容：総合防災訓練の一環として、洪水ハザードマップに記載されている避難場所に実際に歩いて避難した。

## 2. 洪水ハザードマップを活用した防災訓練に当たっての工夫点

①防災訓練の実施広報は、自主防災組織から町民に対して事前に行った。

②訓練当日は、防災スピーカーによる呼びかけで避難を開始し、洪水ハザードマップに記載された避難場所に歩いて避難した。

③多くの町民が参加できるように、毎年9月1日（防災の日）に実施されていた防災訓練を9月の第1日曜日に変更した。その結果、ほぼ全世帯が参加し、参加者の年齢層が広がった。

## 3. 防災訓練を行ってわかった問題点と洪水ハザードマップへの反映

(1)訓練を通して明らかになった問題点

①避難経路の勾配が急で、洪水時に高齢者等が避難するのが困難。

②避難経路上に蓋無し側溝があり、洪水時に避難する際に危険。

(2)防災訓練後の住民からの問題定義に対する町の取り組み

①避難経路の勾配が急な箇所には、スロープや手すりを設置する。

②避難経路上の蓋無し側溝は覆蓋する。

## 4. 防災訓練で洪水ハザードマップを取り上げたことの利点

①防災訓練を実施したことにより、町民の洪水に対する防災意識が高まった。

②洪水ハザードマップの課題、問題点が住民の視点から具体的に挙げられた。

## 5. 防災訓練で洪水ハザードマップを活用する際の留意点

①防災訓練を行う前に、洪水ハザードマップについての説明会を行うことが重要。

②洪水ハザードマップを活用した防災訓練を行うことで、意識は高まると思うが、1回限りではなく、継続して続けることが重要。

(別紙 1)

平成16年度  
総合防災訓練実施計画書

防災会名 六郷防災会

※ 訓練の内容(名称)等

- 下町田にある消火栓の点検。
- 依田重樹様宅前の消火栓にて放水訓練。
- 消火器と瓜による消火訓練。
- 高土川洪水ハザードマップの月全戸点検。
- 避難経路、避難場所の確認、勉強会。

※ 炊き出し訓練を実施する防災会について  
米の必要量 \_\_\_\_\_ kg          人数 \_\_\_\_\_ 名分

※ 消防団員・消防職員(消防署)等を要請し訓練を実施する場合  
訓練内容  
要請人員    消防団員 2 名    消防署職員 \_\_\_\_\_ 名

訓練開始時刻    午前 \_\_\_\_\_ 時 \_\_\_\_\_ 分頃

☆ お手数ですが、8月18日(水)までに役場総務課 中込へ提出下さい。

総合防災訓練実施計画書

毎年、自主防災組織は六郷町に総合防災訓練実施計画書を提出している。平成16年度は、六郷町が洪水ハザードマップを活用した訓練を計画書に取り込むように依頼した。

【事例 9】防災訓練での活用事例（岩手県水沢市）

実施時期：定期的実施  
実施対象者：町内各世帯を対象

- カスリン、アイオン台風時に水害を経験している地域振興会が主体となり、水沢市が公表した「水沢市洪水ハザードマップ」を基に作成した地域版の「羽田町洪水ハザードマップ」を用いて避難訓練を実施した事例。
- 避難訓練は、地域振興会が企画・運営した。
- 避難訓練で顕在化した様々な問題点を「羽田町洪水ハザードマップ」に反映することを検討している。
- 逃げ遅れた場合の対策として、地域振興会が浸水しない階を有する民間施設と水害時の一時避難場所としての利用について契約を検討している。

～水沢市の概要～

水沢市は、岩手県の南部、北上川の右岸に位置する。水沢市付近では北上川の勾配が緩いため、洪水時に北上川の水位が上がると中小河川や排水路等から排水ができなくなり、昔から水害に悩まされてきた。水沢市では昭和 22 年のカスリン台風時には、羽田地区で荒川堤防が決壊し濁流が全区に奔入、小谷木橋流失、たちまち電灯が消え、床上 1.5m-2m の浸水となり、家財道具、家畜等ほとんどが流失した。また、昭和 23 年のアイオン台風でも降雨量 285mm を記録し、再び大惨事に見舞われた。しかし、河川整備の進捗に伴い、現在では洪水被害は減少し、カスリン・アイオン台風時の水害を記憶している人も 65 歳以上の人に限られ地域の水害に対する意識も薄れつつある。

平成 16 年 6 月に水沢市洪水ハザードマップが公表されたことを期に、羽田地区の地域振興会が中心となって、地域の水害に関する意識の啓発が始まった。公表された水沢市洪水ハザードマップの羽田地区部分を拡大し、住民への注意喚起の呼びかけ文などを追記することで、地域版の洪水ハザードマップを作成し、地区内世帯に配布した。この地域版洪水ハザードマップの実用性について地区の防災訓練時に地域版洪水ハザードマップを用いた避難訓練を実施した。



羽田町洪水ハザードマップ

## 1. 洪水ハザードマップを活用した防災訓練の概要

□実施年月日：平成16年11月21日（日）AM9:20～

□実施場所：現地

□参加者：羽田地区。1,000名参加（全住民の約25%）。

□企画・運営：羽田町地域振興会が企画、運営。水沢市監修。

□訓練内容：午前6時の洪水警報発令から午前11時20分の洪水警報解除までシナリオを想定して実施した。羽田町洪水ハザードマップに記載されている避難場所に実際に歩いて避難した。



訓練時の様子

## 2. 洪水ハザードマップを活用した防災訓練に当たっての工夫点

- ①訓練の広報は行ったが、より実践的な訓練とするため、事前に参加人数の確認は行わなかった。
- ②元々、水害に対する意識が高かった羽田地区でも、浸水想定区域内の住民と浸水想定区域外の住民では、洪水避難訓練に対して若干の温度差はあった。浸水想定区域外の住民に対しては、「訓練を行えば、例えば地震災害などの場合も有効である。」と説明した。
- ③多くの住民が参加できるように、稲刈りの終わった時期に訓練を実施した。

## 3. 防災訓練を行ってわかった問題点と洪水ハザードマップへの反映

### (1) 訓練を通して明らかになった問題点

- ①避難開始から終了まで、50分かかった地区もある。避難場所が遠く、洪水時に高齢者等が避難するのは困難かつ危険。
- ②「逃げ遅れた場合には、近くの高台や丈夫な建物の屋上などの安全な場所に移動し、救助を待ちましょう」と書いてあるが、高台や丈夫な建物がどこか判らない。
- ③昔と違い、水路はコンクリート製で道路もアスファルトで覆われている。川がはん濫してから水がくるのが早くなっているのではないかと。避難勧告が発令されてから逃げたのでは遅い。

訓練を通して明らかになった問題点に対して、地域振興会で検討したことを水沢市に依頼し、洪水ハザードマップへの反映をしてもらう。

(2) 防災訓練後住民からの問題定義と地域振興会の取組み

- ① 逃げ遅れた場合の対策として、浸水しない階を有する民間ビルやガソリンスタンド、地元商店街と一次避難場所としての契約を交わす。
- ② 新幹線の駅の一次利用についても交渉する。
- ③ 病院の医師には、災害時にボランティアとしての活動を要請する。
- ④ 水害時に災害弱者をサポートする人等の役割を明確化する。

**4. 防災訓練で洪水ハザードマップを活用したことの利点**

- ① マップを使って実際に避難経路を歩くことにより様々な問題点が明らかになったこと。
- ② 特に、高齢者等災害時要援護者は、避難勧告が発令されてから避難したのでは逃げ遅れることがわかったこと。
- ③ 地域版の洪水ハザードマップを作成から避難訓練を通して、地域の結びつきが強まったこと。

**5. 防災訓練で洪水ハザードマップを活用する際の留意点**

- ① マップを使って、実際に避難経路を歩くこと。
- ② 多くの人が参加可能な時期を設定すること。



## 避難訓練に当たり配布した「避難訓練のお知らせ」、「避難訓練への思い」

水害経験の無い町民に訓練に参加してもらうため、地域振興会の「避難訓練への思い」とともに、町民および小学校に「避難訓練のお知らせ」（左図上段、中段）を配布している。

また、実施に当たっては、より実際の訓練とするために事前に参加人数の把握は行わなかった。

しかし、「避難訓練への思い」を多数の町民が理解し、1,000人が参加した。全人口の約25%、各世帯から1人は参加している。

あなたの意識が地域を変える 住み良い・住みだいまちを創出して

# 町内洪水避難訓練を実施します

04・11・09

地区の皆さんの多くの参加をお願い致します

★日時 平成16年11月21日(日) [雨天決行]  
★避難開始時間 午前9時20分頃(各自治会から)  
★訓練開始のサイレン・消防自動車による警報発令します  
★避難場所 羽田小学校校庭

**★避難訓練参加者★**  
**子供から高齢者までの羽田町の皆さん**

★参加者は動きやすい服装で★

**なぜ？つづいて洪水避難訓練なのかな？**

私たちは、昭和22・23年のアイオン・カザリンの台風襲来による伊手川・北上川の堤防決壊による大洪水・大水害を経験しております。

今年も各地で大きな洪水被害が発生！羽田町は大丈夫でしょうか？  
そんな思いから「町内洪水避難訓練を実施する」ことに致しました。  
このことを通して「我がまちを、我が地区を再建し」そして「つづいてはんで良かった。住んでみたい。子供が生まる。まちづくりの一助にできれば幸いです。」

(各地区で、避難訓練の事について、行政・振興会・消防団の力や各自治会が協力して実施します)  
**主催：羽田町防災(洪水避難)訓練実行委員会**  
(町議会・町民会・各自治会・消防団・町民防衛隊・町民防衛隊協力会・町民防衛隊・地区センター等)

避難訓練のお知らせ（各世帯用）


## 羽田町のひなんくんれんをします

くんれんの日 平成16年11月21日  
ひなん開始時間 午前9時20分ごろ  
ひなん場所 羽田小学校校庭

みんなの参加してください

**★羽田小学校のみなさん★**

羽田町には、むかし大きな洪水がおきたことがあります。今年も日本のいろいろな所で大きな洪水が起きました。もし、羽田町に洪水が起きた時、みんなが安全にひなんできるようにひなんの練習をします。家族や友だちといっしょに参加してください。



主催：羽田町防災(洪水避難)訓練実行委員会

避難訓練のお知らせ（小学校用）

### 2004 羽田町防災(洪水)訓練実施への思い

◎今、何故防災(洪水)訓練なのかな？

私たちは、昭和22・23年のアイオン・カザリンの台風襲来による伊手川・北上川の堤防決壊による大洪水・大水害を経験している。  
そして、...私たちの地域はここ数年間は異常なもの、大雨により主要道路、水田、一部住宅の冠水による被害を被っている...そして、地区の環境と自然の破壊を考えると「住み良いまち、住みだいまち」の思いは、地区の内ならみんな抱いているのではないだろうか。羽田町民の意識を高めたい。そして、  
そんな地区のみんなの思いを地区のみんなと一緒に、皆でその思いを具現化する。つづいて「洪水避難訓練を町内に広げて実施する」ことにより、老若男女そして各地区がそれぞれの環境、地域特性を生かしながら、お互いの防災意識の高揚と協力体制の構築を図り、重大の危険回避に専与できたら良いと思います。  
そして、このことを通して「我がまちを、我が地区を再建し」そして「つづいてはんで良かった。住んでみたい。子供が生まる。まちづくりの一助にできれば、良いと思います。」

◎ やるとしたら！！

- やるとしたら時期は！！ ☆平成16年11月21日(日)実施
- 目標！！ ☆午前中
- 目標で！！ ☆水戸市立羽田小学校校庭
- 誰が！！ ☆地区振興会・地区消防団・公民館・地区センター・共催。
- 誰と！！ ☆地区民と一緒に

◎ 訓練実施関係組織

- 構成
  - ★主体・振興会、消防団、個人防衛隊協力会、消防後援会、区民会
  - ★希望・安福羽田支部、交通制警備、民生委員、保健推進委員、子供会育成会
  - ★協力・羽田町民会、消防団、消防団協力会、交通安全委員、老人クラブ

◎ 主催 地区と地区民

◎ 洪水避難訓練内容

- ★避難訓練 (地区住民参加避難訓練)
  - ★町民防衛隊、避難訓練 (災害情報・連絡・伝報訓練)
  - ★広報・消防防衛隊パトロール (災害緊急対策訓練)
  - ★交通規制訓練
  - ★水防訓練(舟の輸送訓練)
  - ★水防訓練(舟の輸送訓練)
  - ★水防訓練(舟の輸送訓練)
  - ★水防訓練(舟の輸送訓練)
  - ★水防訓練(舟の輸送訓練)
- ★消防訓練

◎ 実施日程  
1) 訓練実施日程... 2) 訓練実施準備作成... 3) 訓練実施日程...

羽田町防災(洪水)訓練への思い

## (5) 学校教育での活用

- ・適切な時期に実施。
- ・教職員に向けた情報提供。(教師への事前学習会の実施、校長会でのマップの提供など)
- ・対象者の属性や年齢に応じた取組み。

学校教育で洪水ハザードマップを活用することにより、授業を受けた児童や生徒が水害に対する意識を高めてもらうことや家族に授業内容を話し、家族で水害について話し合っ水害に対する知識を深めてもらう効果が期待される。

学校教育での活用に当たっては、以下の点に配慮することが望ましい。

### 適切な時期

- 台風シーズン前などに総合学習の時間等を利用して毎年実施してもらうなど防災教育の授業のカリキュラムへの組み込み。

### 教職員に向けた情報提供

- 教職員が洪水ハザードマップに関する理解を深める取組みの実施。
- 校長会等での洪水ハザードマップの情報の提供。

### 対象者の属性や年齢に応じた取組み

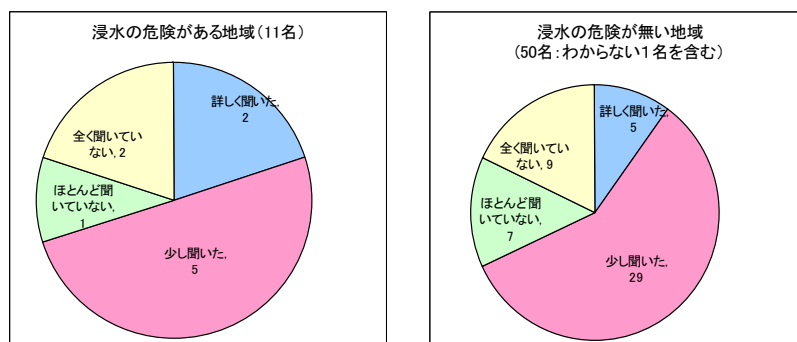
- 過去の水害時の写真を使用し児童や生徒の興味を引いたり、できるだけ平易な言葉で説明したりするなど児童や生徒の視点に立った授業の実施。
- 校内に洪水ハザードマップを掲示したり、昼食時に校内放送で洪水ハザードマップについて説明したり、日頃から児童が洪水ハザードマップに関心を持つような取組みの実施。

### その他

- 自治体や国土交通省の出前講座利用のアピール。
- 総合学習の一環としてダムや堰、排水機場等治水施設の役割等治水施設に対する説明。

#### 参考 14 子供から家族への防災情報の波及効果

「平成 15 年度 学校教育に関するアンケート調査」(国土交通省東北地方整備局実施)では、防災教育を受けた児童の家族の 6 割以上が児童から授業の内容を聞いている。学校教育では、児童から家族へと授業内容が波及し、学校が地域の核となって地域全体で水害に対する意識が高まることが期待される。



授業内容を児童から聞いた家族の割合

【事例 10】学校教育での活用事例（熊本県嘉島町）

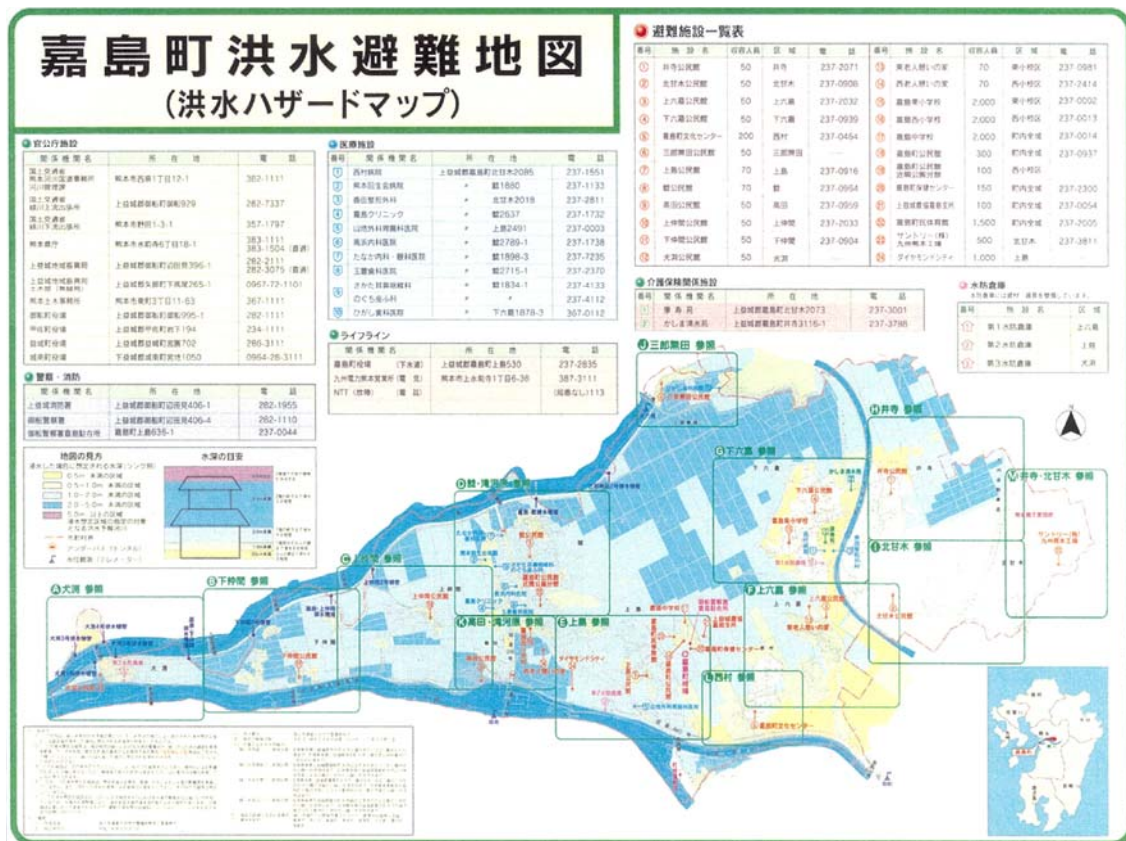
実施時期：出水期前に定期的に実施  
実施対象者：小学校4年生を対象

○平成17年6月に西小学校が4年生を対象とした、総合学習の一環として「人にやさしい町づくり」という内容の出前講座の依頼を受けて防災教育を実施した事例。  
○授業は嘉島町が企画・運営した。

～嘉島町の概要～

嘉島町は、熊本県の中西部、緑川と加勢川合流点の加勢川左岸に位置する。加勢川右岸には熊本市があり、1,600年に熊本市側に堤防を築いて以来、たびたび水害に見舞われてきた。平成9年7月に町内の約8割が浸水する被害に見舞われている。このような状況のため、元々、水害に対する意識は高かった。

しかし、堤防や堰および排水機場の建設により、平成9年以降は大きな水害は発生していない。そのため、現在小学校低学年では水害経験が無く、地域の水害に対する意識も低下傾向にあった。嘉島町では、平成16年6月に近隣の自治体に先駆けて洪水ハザードマップを公表した。



嘉島町洪水避難地図



### 1. 洪水ハザードマップを活用した防災教育の概要

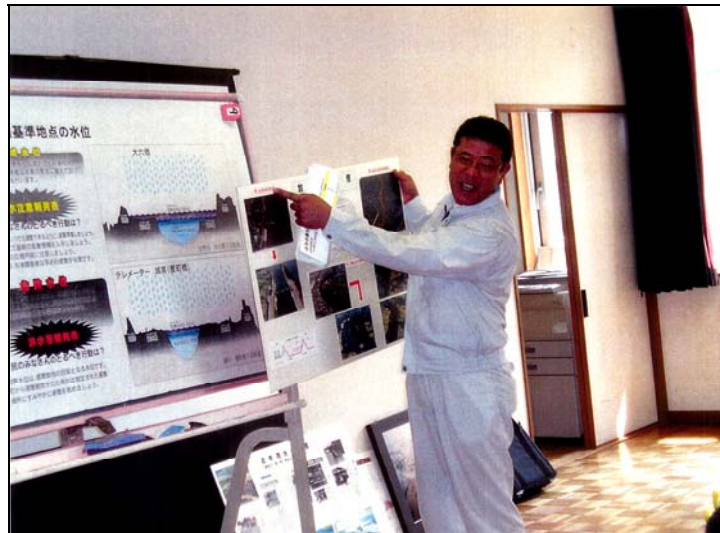
□実施年月日：平成 17 年 6 月 20 日（月）

□実施場所：嘉島町 西小学校

□参加者：4年生。

□企画・運営：嘉島町が企画、運営。

□訓練内容：小学校より、総合学習「人にやさしい町づくり」の出前講座を依頼された。嘉島町では、過去の水害時の写真や新聞記事および洪水ハザードマップを用いて、水害の恐さや堰、排水機場の機能について授業を行った。



授業中の様子

## 2. 洪水ハザードマップを活用した防災訓練に当たっての工夫点

- ①児童にも理解できるように、できるだけ平易な言葉で説明したこと。
- ②写真やイラストを使用してインパクトの強い資料を作成したこと。
- ③水害だけでなく、環境問題も取り上げて児童の関心を引くようにしたこと。

## 3. 後日、保護者からの洪水ハザードマップに関する問い合わせ状況

- ①小学校での授業内容を子供から聞いた保護者から問い合わせがあった。
- ②特に、近年、嘉島町に引っ越してきた保護者から洪水ハザードマップや嘉島町の洪水について問い合わせが多かった。

## 4. 学校教育で洪水ハザードマップを取り上げることの利点

- ①児童から家族への波及効果が期待できること。
- ②これまでの授業よりも、洪水ハザードマップを活用すると浸水範囲だけでなく浸水深も伝えられ、インパクトがあること。
- ③水害だけでなく、堤防、堰、排水機場といった治水施設についてもどのように洪水被害の軽減に役立っているのか正確な知識を教えられること。

## 5. 学校教育で洪水ハザードマップを取り上げる際の留意点

- ①教室内だけでなく、実際にマップを使用して現地を歩くこと。
- ②専門用語を平易な言葉で説明すること。
- ③洪水ハザードマップとともに過去の水害時の写真などを掲示して、洪水は必ず起こることを説明すること。

### 授業に使用した写真等のパネル

授業に当たっては、嘉島町の過去の水害時の写真（パネル）や新聞記事などを用いて、つい最近まで嘉島町は水害に見舞われていたことを児童にも理解しやすいように平易な言葉で説明した。

授業後の児童の感想でも、写真や絵を用いた授業のため大変わかりやすかったとの感想があった。

また、最近嘉島町に転入してきた世帯で、小学校での授業内容を児童から聞いた保護者から洪水ハザードマップに関する問い合わせもあった。



水害時の写真、新聞記事等のパネル





## 1. 洪水ハザードマップを活用した防災教育の概要

□実施年月日：平成16年9月6日（月）

□実施場所：郡山市小泉小学校

□参加者：全校児童104名

□企画・運営：国土交通省福島河川国道事務所郡山出張所が企画、運営

□授業内容：小学校が、総合学習「阿武隈川の洪水から暮らしを守るために」の出前講座を国土交通省福島河川国道事務所郡山出張所に依頼した。過去の水害の状況や河川の模型を用いて水害について説明した。



模型を使って川のはん濫状況の説明



授業の様子



授業で使用了模型（左 平常時、右 洪水時）



## 2. 洪水ハザードマップを活用した防災訓練に当たっての工夫点

- ①河川の模型や過去の水害時の写真など用いて児童の興味を引くようにしたこと。
- ②授業とは別に、1週間毎朝、校内放送で洪水ハザードマップに関する説明を放送したこと。

## 3. 後日、保護者からの洪水ハザードマップに関する問い合わせ状況

- ①子供から授業の話聞き、これからも防災教育を続けて欲しいと思った。
- ②父兄を対象とした、防災教育を開催して欲しい。

## 4. 学校教育で洪水ハザードマップを取り上げたことの利点

- ①授業後、多くの児童が家族に授業の内容を話したこと。家族からも洪水ハザードマップに関する問い合わせがあり、学校を核として地域の水害に対する意識が高まったこと。
- ②学校教育のいいところは、児童に一齐に教えることができること。
- ③児童だけでなく、教師（特に、市外から赴任してきた）の水害に対する意識も高まったこと。大雨時には、インターネットで気象情報を入手し、福島河川国道郡山出張所等にアドバイスを求めている。それを元に、児童の登下校時の付き添いを行ったりするようになったこと。

## 5. 学校教育で洪水ハザードマップを取り上げることの留意点

- ①実際の水害時には、洪水ハザードマップに記載されている浸水状況と違うこともあるので、よく考えて行動するように指導すること。
- ②帰宅後、自宅に児童だけしかいない場合に、洪水時にどのように行動すればよいかを指導すること。
- ③被災地に近づかないことを指導すること。
- ④児童の視点で考えること。

### 【事例 12】学校教育での活用事例（三重県四日市市の事例）

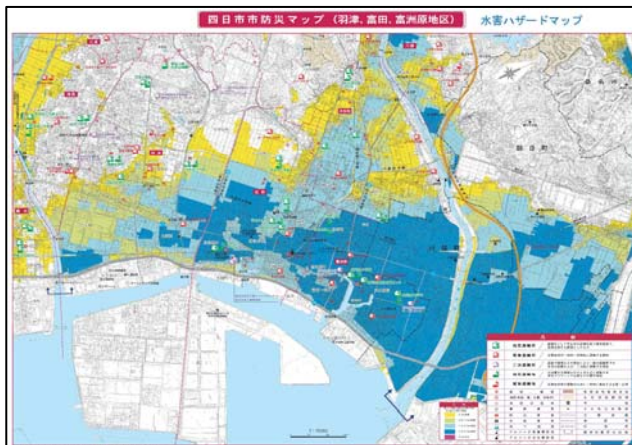
実施時期：定期的に実施

実施対象者：学年別の児童、生徒を対象

- 学年別に説明資料を作成。
- 総合学習の時間を使用し、地域の洪水ハザードマップ作りを実行。
- 洪水ハザードマップを使って、親子参加型のタウンウォークを実施。

四日市市は三重県の北部に位置し、西は鈴鹿山系、東は伊勢湾に面した地域である。市内には、朝明川、海蔵川、三滝川、天白川、内部川、鈴鹿川が市を横断するように流れており、古来より水害の多い地域である。

また、平成12年の東海豪雨においては市内の多くで床上浸水被害あり、富田地区全域にて4,234世帯、11,130人に対して避難勧告が発令されるなど大きな被害に見舞われた。



四日市市洪水ハザードマップ

## 1. 洪水ハザードマップを活用した防災教育の概要

- 実施年月日：年間を通じて実施している
- 実施場所：上期、中学校。下期、小学校
- 参加者：小学校、中学校の全学年を対象
- 企画・運営：四日市市消防署
- 授業内容：防火教室として始まった授業を防災の分野まで拡大し、小学校の総合学習（2コマ）程度を活用して実施。授業の内容は、消防署の仕組み、応急救護、洪水ハザードマップの説明など学年に応じた授業を行っている。



授業中の様子

## 2. 洪水ハザードマップを活用した防災訓練に当たっての工夫点

- ①. 小学生を対象とした授業では、学年（1、2年、2、4年、5、6年）に応じた説明資料を作成すること。
- ②. 児童などに人気のあるキャラクターなどを用いた資料を作成すること。
- ③. 近々発生した災害の情報等、タイムリーな話題を取り入れた資料を作成すること。

## 3. 学校教育で洪水ハザードマップを取り上げたことの利点

- ①. 授業で洪水ハザードマップの説明をすることで、児童や生徒に興味を持たせるとともに、家庭に帰ってから家族と洪水等について話す場を持ってもらうこと。
- ②. 地域の洪水の特性や過去の浸水被害について知ってもらえること。

#### 4. 学校教育で洪水ハザードマップを取り上げる際の留意点

- ①. 関係者の協力体制や継続的な実施のため運営委員会を設置し、関係者の係りやその位置づけを明確にする。
- ②. 洪水ハザードマップの内容を理解する教師を増やすこと。
- ③. 関係部局が協力して防災教育に当たること。

## (6) その他

・水害経験を風化させないための取組み。

住民が水害経験を忘れないように様々な取組みを実施して、住民の防災意識の向上を図る。

実施に当たっては、以下の点に配慮する。

- 多くの観光客等が訪れる建造物や電柱や通勤通学路沿いの民家の壁等、日常生活で目にする場所に洪水痕跡を記す。
- 過去の水害時の写真や水害体験を綴ったアルバムの作成。



## 【事例 13】 その他の事例

### 歴史的建造物に洪水痕跡を記している事例（ドイツ バッサウ市）

実施時期：通年実施  
実施対象者：対象者を限定せず

バッサウ市庁舎の壁面に記された最高水位は、1501年のものである。入り口に洪水痕跡が記されているため、市庁舎を訪れる人は必ず目にし、過去の水害に対する意識を新たにす  
る効果がある。

また、バッサウ市庁舎は歴史的な建造物であり国内外からの観光客が多く、多くの人に水害の歴史を伝えている。



(出典：「2002年ヨーロッパ水害調査 一報告書」財団法人 河川環境管理財団)

### 民家のブロック塀や電柱に洪水痕跡を記している事例（香川県 高松市）

実施時期：通年実施  
実施対象者：対象者を限定せず

高松市では、水害経験を風化させないために、平成16年8月30日（台風16号）の高潮による浸水の水位を示すプレートを設置している。

浸水被害のあった700箇所に設置予定であり、一部は町内会にも配布して設置を依頼しており、水害経験を忘れないように呼びかけている。



(出典：高松市)

### 町に残っている洪水痕跡の事例（徳島県 徳島市）

実施時期：通年実施  
実施対象者：対象者を限定せず

徳島市では、水害を忘れないために寺社等に洪水痕跡を残している。国土交通省徳島河川国道事務所主催の「吉野川歴史探訪バスツアー」では洪水痕跡が残っている寺社等をツアーコースに組み込んでい

る。



蔵珠院洪水痕跡

(出典：徳島河川国道事務所ホームページ <http://www.toku-mlit.go.jp/river/shiru/guide/takajizo/takajizo.htm>)

### 先人の水害への警鐘が残されている事例（高地蔵）（徳島県 徳島市）

実施時期：通年実施  
実施対象者：対象者を限定せず

高地蔵は、『お地藏さんが水に浸かったり流されたりしては申し訳ない』という、洪水から地藏尊の像を守ろうとする先人たちの信仰心によって生まれた。しかし、それだけではなく、身近な高地蔵に供花・供物を捧げ、祀ることによって、毎日の暮らしの中でいつも洪水の恐ろしさを忘れることなく、水防への心構えをしていたのである。そして、将来、吉野川が破堤、氾濫した場合の危険性を子々孫々に伝えたいという願いが込められている。高地蔵は、四国三郎・吉野川と闘い、共に生きた先人たちが水の危険性を、伝承してきた無形の文化である。この高地蔵も「吉野川歴史探訪バスツアー」のコースに組み込まれている。



東黒田のうつむき地藏

(出典：徳島河川国道事務所ホームページ <http://www.toku-mlit.go.jp/river/shiru/guide/takajizo/takajizo.htm>)

## 洪水時の最高水位標識の保存運動（岡山県 岡山市）

実施時期：通年実施

実施対象者：対象者を限定せず

本活動は、昭和9年9月に岡山地方を通過した室戸台風がもたらした大洪水の痕跡の調査と保存活動を通して、防災への啓発を促すことを目的としたものである。

岡山市での被害も大きく、市内を貫流する旭川（百間川を含む）は15カ所にわたって決壊、市域の大半が浸水した。この未曾有の災害にあたって当時の内務省技官の安田憶治氏はこの水害で浸水した市域の10カ所に最高水位を示す銅製のプレートをつけてまわり、後世への警鐘としようとした。

また私設の物も7カ所が設置された。これら災害当時設置された官民あわせて17の最高水位標識は昭和51年には10カ所に減少、また室戸台風から70年目の現在はわずか9カ所が確認できるにすぎない。

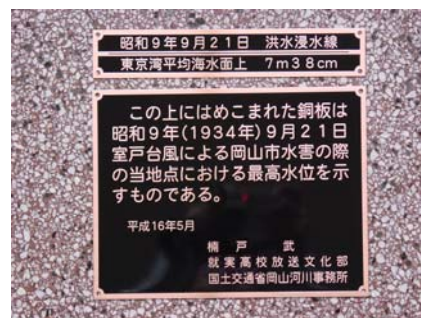
平成15年9月、校内にこの水位標識の一つが残されているのを知った放送文化部では、岡山市内の水位標識の現状がどうなっているのかに関心を抱き調査を始めた。その結果、水位標識が今では9カ所しか確認できないことがわかり、このままではやがて失われてしまうのではないかと考え、保存活動を始めた。そして新たな洪水の痕跡を発見したり、新しい水位標識を設置するなどの活動を2年がかりでおこない、活動の様子を2本のビデオ作品としてまとめた。このビデオ作品とCDに納めた写真などの資料をもとに防災教育用プログラムを作成した。今後、各方面での利用を願い学校をはじめ関係機関への配布を計画している。



洪水により水没した岡山市内(昭和9年)



岡山市内の工場に残る最高水位標識



個人宅に設置された最高水位標識と案内板

(出典：岡山河川事務所 <http://www.okakawa-mlit.go.jp/hyousiki/page3.htm>)



### 記念碑の設置（埼玉県 熊谷市、大利根町）

実施時期：通年実施

実施対象者：対象者を限定せず

この「決壊の碑」がある場所は、カスリーン台風の影響で荒川が大増水し、土手が決壊した地点である。石碑には「濁流はうずを巻き氾濫凄惨を極め全く手の施すすべもなかった（中略）大小2か所延長百米余り決壊し」とある。濁流が吹上町に流れ込み甚大な被害をもたらし、県からコッパンや握り飯などの食糧を積んだ船が水に浸かった家々へ配給にやってきた。その後、人々の努力によって復旧工事が完成し、肥沃な耕地があることと、人々の善意に感謝してこの碑が建てられた。久下小学校のマラソン大会では、今も昔も、この碑が折りがえし地点となっている。(出典\*1)

この「決壊の碑」がある場所は、カスリーン台風の影響で利根川が大増水し、利根川の堤防が約400mにも渡り、決壊した地点である。この被害をいつまでも忘れないようにするために、昭和25年に「決壊口跡」として碑を建て、後に大利根町はこの決壊口付近一帯を史跡に指定した。なお、決壊口記念碑は、利根川資料館の利根川右岸歴史散歩コース（フィールドミュージアム モデルコース）の出発地点に設定されており、現在も多くの人が訪れている。(出典\*2)



荒川決壊の碑



利根川決壊口記念碑

荒川決壊点  
決壊の碑設置位置



利根川決壊点  
利根川決壊口記念碑  
設置位置

(出典\*1：荒川上流河川事務所：[http://www2.arajo.ktr.mlit.go.jp/map/02/kuma\\_c/018kekai.htm](http://www2.arajo.ktr.mlit.go.jp/map/02/kuma_c/018kekai.htm))

(出典\*2：利根川上流河川事務所：[http://www.tonejo.go.jp/tone\\_root/tonegawa/museum/02\\_model/02\\_model01.html](http://www.tonejo.go.jp/tone_root/tonegawa/museum/02_model/02_model01.html))

### 街中に水位塔を設置している事例（東京都江東区、埼玉県 久喜市）

実施時期：通年実施  
実施対象者：対象者を限定せず

国土交通省では、駅前など人通りの多い場所に河川の水位塔を設置して、河川水位をリアルタイムで提供している。水位塔が設置されている場所は、河川水位より低いところであり、水位塔を目にする人の多くは、河川の水位より低い場所にいることを初めて知ることが多い。

水位塔の設置は、地域の水害に対する危険性の周知に役立っている。



亀井戸駅前の荒川水位塔設置状況



久喜駅前の利根川水位塔設置状況



水位情報の提供方法



水位情報の提供方法



洪水ハザードマップ普及の3つの柱を実践している事例

## 【事例 14】山形県山形市の事例

### 山形市の取り組みのポイント

- 作成から公表、周知・活用の各ステップで目的を持って取り組んでいること。
- 洪水ハザードマップの普及活動を記録にまとめていること。
- 洪水ハザードマップの普及にあたりキャラクターを用いて児童等へも親しみやすくしていること。

山形市では、平成16年3月に「山形市洪水避難地図（洪水ハザードマップ）」を公表している。しかし、「洪水避難地図は公表し住民に配布するだけでは周知効果が薄く、正しく活用してもらうことが重要である」、「ステップ1で洪水避難地図が完成し、ステップ2がこれを正しく普及させること」との思いから平成16年度以降新たな取り組みを始め、その記録を報告書として残している。

以下、「普及活動の記録」に記されている様々な取り組み内容を“洪水ハザードマップの普及の3つの柱”に沿って概要を記す。



普及活動の記録

### 1. 洪水ハザードマップの各世帯への確実な配布

市民への配布に当たっては、「各世帯に配布して混乱が生じないか」、「浸水想定区域外の地域まで配る必要があるのか」など様々な議論があったが、「生活圏情報の共有化」、「情報の平等性」等観点から各世帯に配布している。

また、行政機関のほか考えられるあらゆる機関に約3,000部を配布している。配布内容は洪水ハザードマップと作成に当たりその背景となる国や県の動向や作成基本方針、作成経過、作成内容を補完する資料ならびに活用方法などを記載した概要書をセットとした。配布方法はおおむね郵送であったが、公民館等の一部施設については、館内の掲示の依頼や内容の説明を直接行っている。

小学校や中学校への配布に当たっては、今後の学校教育への導入や、図書館、掲示板での閲覧をお願いするために教育委員会を通じて各教頭会（教頭先生で構成される定例会）に出席させてもらい、趣旨説明を行った後に配布している。

## 2. 住民が洪水ハザードマップの情報の提供を受けることができる状態の確立

### (1). インターネット利用による洪水ハザードマップの公開

洪水避難地図（洪水ハザードマップ）の市内全戸配布と同時に、山形市ホームページ（なんたっすやまがた）に掲載し、より多くの人々への情報提供を行った。

近年の情報技術の進歩や情報基盤の整備により、多くの人々が情報伝達媒体としてインターネットを利用できる環境が整ってきており、1つの手段として有効であると思ったが、市のシステム上の制約や、環境によって図面を開くのに時間がかかるなどの問題点もあり今後の課題を残した。

また、ホームページへの掲載にあたっては、作製過程などを網羅した山形市洪水避難地図概要書などの資料についてもすべて公開した。その他、見やすさとともに常に新しい情報を入れて、住民に興味を持ってもらえるように心がけている。

### (2). 掲示による洪水ハザードマップの公開

日頃から市民の防災意識の向上を図るために、各地区の拠点である学校や公民館へ避難地図を掲示してPRした。

公民館などは、常に地域住民が活用する施設であることから掲示することにより常に目に触れ話題にしてもらえる効果を期待した。しかし、公民館等施設へ配布し掲示と閲覧のお願いを行ったのだが、実際に市民の目に触れる場所へ置いてもらったのは半数以下という状況であった。

洪水避難地図の増刷配布が望めない状況を考えると、今後は、公共機関での掲示・閲覧などにもっと力を入れていく必要があると考えている。

### (3). 地域で利用頻度の高い配布物による広報

公表後からの一年、洪水避難地図の周知を図るため、広報やまがた（市広報誌）に活用の仕方を掲載してきた。市民へ情報を伝える手段として、多くの方に目を通してもらうことができ効果的であったと実感している。今年は、避難地図の配布、防災の日にあわせた特集、記載漏れの訂正、住民説明会開催のお知らせなどあらゆる場面で掲載してきた。

紙面の都合上、記事の大きさなどについては、思うようにならなかった面もあるが、広報課の理解もあり最大限活用できた。

掲載後の市民の反応も、テレビのニュースや新聞記事と同様に大きかったことから分かる。

今後は、定期的に繰り返した広報、例えば、6月、9月の風水害時期に特集を組んでもらうなど洪水避難地図を忘れさせないように努めることが重要になってくると考えている。

### (4). 多数の住民が参加するイベントでの広報

山形市では、防災等に関する企業イベントなどにも積極的に協力していきたいと考えている。今年9月1日の防災の日に合わせて、市内デパート主催の防災フェアが5日間開催され、市所有の洪水避難地図拡大パネル等を貸し出した。

民間企業の企画だが、より多くの方に避難地図の存在を知ってもらい、理解していただくための大きなPRになると考えている。

行政側からの一方通行ではなく、このように民間側からの盛り上がりも期待したい。

### 3. 住民の洪水ハザードマップの理解を深めるための取組み

#### (1). 説明会の開催

##### 1). 市役所職員を対象にした説明会

洪水避難地図を市民に理解・活用していただくには、まず市職員が理解しなければならないという主旨から、市職員を対象にした説明会を実施した。

「万が一の場合は、市職員全員が防災担当者である。」という観点から、職員から内容について理解していただくことを主な目的として開催した。また、地元において市民の方々から「洪水避難地図とはどのようなものか？」などと問い合わせがあった場合に、「担当課でないのわからない。」などの回答をさけるためでもある。この説明会には、各課の代表者約100名が出席した。

職員からの質問は、「洪水避難地図を各世帯に配布する必要性」、「災害が少ないと言われている山形市で、本当に洪水が起こり得るのか?」、「改訂版の作製時期」、「管理施設に対する防御対策への法的支援措置」など行政事務従事者ならではのものが多く、内容も濃いものであった。また、両先生方のアドバイスにより、さらに市職員全員へ内容把握の徹底をはかるために、説明会議事録を庁内全課に送付した。

##### 2). 住民を対象とした説明会

市内全世帯約95,000世帯に配布した避難場所地図・洪水避難地図（洪水ハザードマップ）の内容を市民に理解してもらい、災害時に適切に避難してもらうため、また、地図をきっかけに防災意識の向上を図るため、地区ごとの住民説明会を開催した。

洪水避難地図を住民に周知・普及させる方法として、市が一番力を入れている取組みである。

この地区住民説明会の開催にあたっては、浸水想定区域内を中心に町内会単位で行うことも検討したが、何百もの町内会を短期間に実施することは難しいこと、各地区から説明会の要望があったことなどから、最初に地区ごとの住民説明会で市内全地区を網羅することを優先した。

また、住民の災害に対する関心は洪水だけではないため、災害全般を統括する防災安全課と合同で行い、あわせて地震などに対応している避難場所地図の説明も行い、質疑応答では、各地区で防災に対するさまざまな意見や要望が出された。

地区住民説明会の内容は次のとおりである。

- ①山形市避難場所地図の説明（防災安全課）
- ②「もしもの水害に備えて」のビデオ上映（河川課）
- ③山形市洪水避難地図（洪水ハザードマップ）の説明（河川課）
- ④質疑応答（防災安全課、河川課）

#### (2). マスメディアの活用

洪水避難地図を普及させるためには、マスコミとの連携が不可欠である。

テレビや新聞等でその都度報道してもらうことにより、市民が必要性を認識し幅広い周知ができる。山形市でも報道関係への周知を行って、少しでも取り上げてもらえるように何度も繰り返した。

その効果もあり、テレビでは何度かニュース特集も組んでもらうことができ、大きな反響を呼んだ。また、地元のFMラジオ局からの要請もあり、2局において“洪水避難地図の声の広報”を行った。新聞記事では、イベントごとに取り上げてもらい、市民にとって洪水避難地図や洪水ハザードマップという言葉の認知率もかなり高くなったと感じられた。

(3). その他の取組み

①河川課カウンターへ洪水避難地図コーナーの設置

職員や市民の目に触れるように、河川課カウンターへ小さなコーナーを設置し、洪水避難地図、概要書の閲覧や広報チラシの配布を行っている。

②“洪水ものしりカッパハザ吉”の実体化（ぬいぐるみ）

カッパのハザ吉をぬいぐるみで実体化し、洪水避難地図のメインキャラクターとして位置づけPRに一役買っている。



③洪水避難地図PR名刺の作製

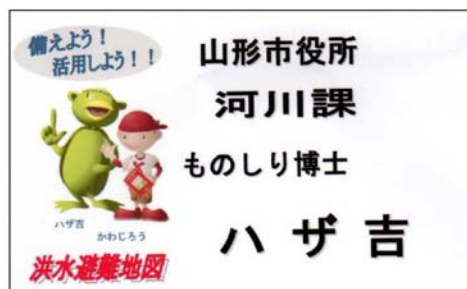
洪水避難地図のPR名刺（エコ名刺）を作製し、さまざまな機会に話題になるよう配布している。

④洪水避難地図PR名札（ネームプレート）の着用

建設部長及び河川課職員全員が洪水避難地図のPR名札（ネームプレート）を着用し、自然なPRを行っている。



河川課職員の洪水避難地図PR名刺



河川課職員のネームプレート



⑤ハザ吉通信の定期発行

洪水避難地図を楽しくPRするため、定期的にハザ吉通信を作製し、市ホームページ配信及び河川課カウンターでの配布を行っている。



ハザ吉通信

⑥河川課職員の心構え

洪水避難地図を周知・普及させるにあたり、担当係長、担当者しか内容説明できないということが無いように全員が把握し住民への詳細説明ができるように徹底した。

